（証券コード：6448）
2015年（平成27年）６月１日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区苗代町15番１号
ブラザー工業株式会社
代表取締役社長　小 池 利 和

# 第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席いただけない場合は、次頁「議決権の行使についてのご案内」記載の方法に従って議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年６月22日（月曜日）午後６時までに到着するように議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

**１．日　　時**　2015年６月23日（火曜日）午前10時

**２．場　　所**　名古屋市中区栄四丁目６番８号 名古屋東急ホテル ３階 バロックの間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**

１．第123期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第123期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　取締役11名選任の件

**第３号議案**　監査役２名選任の件

**第４号議案**　取締役６名に対する業績連動型報酬支給の件

**第５号議案**　当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

以上

**株主総会終了後、当社役員との懇談会を予定しております。お飲み物をご用意しておりますので、併せてご参加くださいますようご案内申し上げます。**

## 議決権の行使についてのご案内

(1)　株主総会にご出席いただけない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。

**〔代理人による議決権行使の場合〕**

議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**〔郵送による議決権行使の場合〕**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**〔インターネットによる議決権行使の場合〕**

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、「仮パスワード」をご利用になり、ご所有のパソコン、スマートフォンもしくは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、お手続きの際は、後記の**「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」**（75頁）を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、株式会社ＩＣＪ運営の議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます）は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

(2)　郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.brother.co.jp/investor/index.htm）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎第123回定時株主総会決議ご通知は、当社ウェブサイト（http://www.brother.co.jp/investor/meeting/index.htm）に掲載し、書面の送付は行わないことといたしますのでご了承ください。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2014年４月１日から
2015年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済を振り返りますと、米国においては、雇用の改善を背景に、個人消費を中心とした内需が堅調に推移するなど、景気は回復基調を持続しました。欧州においては、原油価格の急落を受けたロシアの景気後退や、ギリシャ問題の再燃などもあり、景気は足踏み状態が続いております。中国をはじめとする新興国経済は、全体的に成長ペースの鈍化が続くなど、緩やかながらも減速傾向が見られます。一方、日本においては、消費増税に伴う駆け込み需要の反動による消費の低迷が続いたものの、円安の定着による企業収益の回復を受け、景気は底堅く推移しました。

このような状況の中、当社グループの連結業績は、消費増税の反動減があった日本を除く各地域において、通信・プリンティング機器が堅調に推移したことに加え、産業機器が中国のIT関連顧客向けの出荷が好調だったことなどにより、売上高は前期比14.7%増の7,072億３千７百万円となりました。営業利益は、上記要因に加え、円安による為替のプラス影響などもあり、前期比32.9%増の575億４千１百万円となりました。経常利益は、営業利益の増加および為替予約に係る決済差損が減少したことなどにより、前期比44.8%増の515億５千７百万円となりました。当期純利益は、賃貸用不動産の売却に伴う特別利益の計上や、税効果会計の影響で法人税等が減少したことなどにより、前期比180.8%増の539億６千９百万円となりました。

＊当期における平均為替レート（連結）は次のとおりです。
　米ドル　：　110.03円　　ユーロ　：　138.68円
＊前期における平均為替レート（連結）は次のとおりです。
　米ドル　：　100.00円　　ユーロ　：　134.01円

なお、事業の主な種類別セグメントの業績は、次頁のとおりです。

### 1)プリンティング・アンド・ソリューションズ事業

〔売上高〕　4,742億５千７百万円（前期比＋10.1%）

・通信・プリンティング機器　4,217億９千７百万円（前期比＋9.8%）

日本国内での販売は、消費増税の影響による需要減などにより落ち込んだものの、主にアジア地域において製品本体の需要が堅調だったことに加え、海外で消耗品の需要が堅調だったことなどにより、全体では増収となりました。

・電子文具　524億５千９百万円（前期比＋12.4%）

主に海外市場において需要が堅調だったことなどにより、増収となりました。

〔営業利益〕　357億２千２百万円（前期比＋15.4%）

販売費及び一般管理費の増加の影響はあるものの、増収効果および為替のプラス影響などにより、増益となりました。

### 2)パーソナル・アンド・ホーム事業

〔売上高〕　514億４千５百万円（前期比＋18.9%）

主に米州において、高付加価値モデルの新製品投入効果などにより販売が好調に推移し、増収となりました。

〔営業利益〕　49億２千９百万円（前期比＋16.9%）

増収に伴い、増益となりました。

### 3)マシナリー・アンド・ソリューション事業

〔売上高〕　1,006億１千７百万円（前期比＋59.5%）

・工業用ミシン　273億２百万円（前期比＋1.9%）

中国において、縫製産業の需要低迷による影響があったものの、東南アジアおよび欧米における縫製産業の設備投資需要の拡大や、為替のプラス影響もあり、全体では増収となりました。

・産業機器　733億１千４百万円（前期比＋101.9%）

IT関連顧客向けの需要が好調に推移したことに加え、自動車関連顧客への販売強化などの効果もあり、大幅な増収となりました。

〔営業利益〕　162億１千９百万円（前期比＋225.0%）

主に産業機器の増収に伴い、大幅な増益となりました。

### 4)ネットワーク・アンド・コンテンツ事業

〔売上高〕　489億５千万円（前期比＋2.9%）

カラオケ店舗の運営事業は堅調なものの、通信カラオケ機器の需要サイクルの影響もあり、若干の増収にとどまりました。

〔営業損失〕　８億５千６百万円（前期　営業利益　４億５千１百万円）

売上構成の変化に加え、開発費などの費用増加の影響により、営業損失となりました。

### 5)工業用部品事業

〔売上高〕　174億４千３百万円（前期比＋8.4%）

日本国内での需要が堅調だったことに加え、北米での事業強化に取り組み、増収となりました。

〔営業利益〕　２億８千６百万円（前期比△74.1%）

増収効果はあるものの、設備投資の増加による減価償却費の負担増などの影響により、減益となりました。

事業の製品別の売上高および営業利益

（単位：百万円）

| 事業 | 製品 | 第122期（前期） | | | 第123期（当期） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 売上高 | 構成比 | 営業利益 | 売上高 | 構成比 | 営業利益 |
| プリンティング・アンド・ソリューションズ事業 | 通信・プリンティング機器 | 384,137 | 62.3% | 30,957 | 421,797 | 59.6% | 35,722 |
| | 電子文具 | 46,688 | 7.6% | | 52,459 | 7.4% | |
| | 小計 | 430,826 | 69.8% | | 474,257 | 67.1% | |
| パーソナル・アンド・ホーム事業 | 家庭用ミシン | 43,275 | 7.0% | 4,215 | 51,445 | 7.3% | 4,929 |
| マシナリー・アンド・ソリューション事業 | 工業用ミシン | 26,781 | 4.3% | 4,990 | 27,302 | 3.9% | 16,219 |
| | 産業機器 | 36,316 | 5.9% | | 73,314 | 10.4% | |
| | 小計 | 63,097 | 10.2% | | 100,617 | 14.2% | |
| ネットワーク・アンド・コンテンツ事業 | 業務用カラオケ機器・コンテンツサービス等 | 47,582 | 7.7% | 451 | 48,950 | 6.9% | △856 |
| 工業用部品事業 | 減速機・歯車 | 16,098 | 2.6% | 1,106 | 17,443 | 2.5% | 286 |
| その他事業 | | 15,954 | 2.6% | 1,578 | 14,524 | 2.1% | 1,239 |
| 合計 | | 616,834 | 100.0% | 43,301 | 707,237 | 100.0% | 57,541 |

（注）その他事業には、セグメント間取引消去を含めて表示しております。

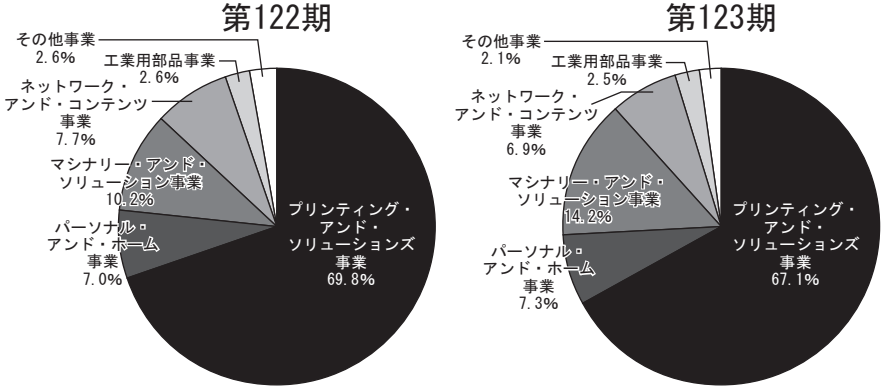

市場別の売上高

（単位：百万円）

| 市　　場 | 第122期（前期） | | 第123期（当期） | |
|---|---|---|---|---|
| | 売 上 高 | 構 成 比 | 売 上 高 | 構 成 比 |
| 日　　本 | 126,422 | 20.5% | 127,873 | 18.1% |
| 米　　州 | 204,230 | 33.1% | 232,831 | 32.9% |
| 欧　　州 | 163,052 | 26.4% | 174,491 | 24.7% |
| アジア他 | 123,128 | 20.0% | 172,040 | 24.3% |
| 合　　計 | 616,834 | 100.0% | 707,237 | 100.0% |

第122期

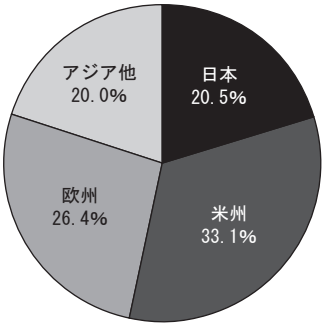


第123期

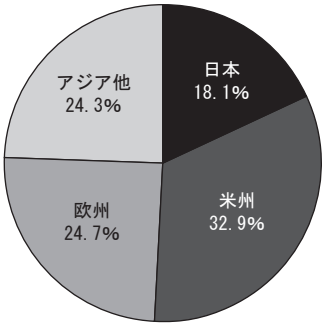

### (2) 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資額は、プリンティング・アンド・ソリューションズ事業において157億４千４百万円、パーソナル・アンド・ホーム事業において12億１千５百万円、マシナリー・アンド・ソリューション事業において40億５千３百万円、ネットワーク・アンド・コンテンツ事業において62億５千３百万円、工業用部品事業において28億３千９百万円、その他事業および全社で39億５千８百万円、全体としては340億６千４百万円であります。

プリンティング・アンド・ソリューションズ事業の157億４千４百万円の主な内容は、通信・プリンティング機器関連の生産設備で、当社において79億８千２百万円、在外製造子会社において61億７百万円であります。

パーソナル・アンド・ホーム事業の12億１千５百万円の主な内容は、家庭用ミシン関連の生産設備で、当社において８億５千万円、在外製造子会社において２億３千３百万円であります。

マシナリー・アンド・ソリューション事業の40億５千３百万円の主な内容は、工業用ミシン、工作機械関連の生産設備で、当社において15億４千万円、在外製造子会社において24億７千１百万円であります。

ネットワーク・アンド・コンテンツ事業の62億５千３百万円の主な内容は、子会社におけるカラオケ関連の機器、情報システム関連の投資であります。

工業用部品事業の28億３千９百万円の主な内容は、子会社における減速機、歯車関連の生産設備であります。

その他事業および全社の39億５千８百万円の主な内容は、建物の新築および改修、情報システム関連の投資であります。

また、当期において、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

なお、上記設備投資金額には有形固定資産のほか、無形固定資産への投資が含まれております。

### (3) 資金調達の状況

当期は、在外製造子会社において、設備投資に充当するため、長期借入金として33億４千７百万円の借入を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、グループのさらなる成長にむけた中長期ビジョン「Global Vision 21」を2002年に策定し、ブラザーグループが目指す３つの項目を以下のとおり掲げております。

- 「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- 独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- 「“At your side.”な企業文化」を定着させる

この「Global Vision 21」実現のための第１段階である「CS B2005」(2003年度－2005年度)では、「高収益の継続と将来への技術投資の両立」を目標に、通信・プリンティング機器など既存事業での収益の最大化を目指し、安定的な収益構造の実現によって財務体質を大幅に改善いたしました。また、プリンティングを軸とした要素技術開発の強化、新規事業への種まきといった将来への技術投資を行ってまいりました。

「CS B2008」(2006年度－2007年度)では、「成長のドライブ」を目標に、プリンティング事業を牽引役とした売上成長を続ける中、カラーレーザーエンジン搭載モデルの自社開発を行い世界中での販売を始める一方、ノンコア事業の整理を進めてまいりました。また、さらなる成長と事業基盤の構築を進めるために、研究開発、設備投資を積極的に行ってまいりました。

2008年４月にスタートした「CS B2012」(2008年度－2012年度)では、「Global Vision 21の実現」にむけて、既存事業の伸張と新規事業を中心とする飛躍的拡大により、2012年度での売上高１兆円、営業利益1,000億円の達成をチャレンジ目標として掲げました。しかしながら2008年秋以降の急速かつ急激な景気後退や、大幅な円高の進行などにより、当社グループを取り巻く経済環境が激変したため、2012年度を最終年度とした「Global Vision 21」の目標到達までの期間を延長いたしました。そのうえで、2009年度から2010年度の２年間は、利益とキャッシュの確保に軸足をおき、次なるチャンスに備えてまいりました。また、経済好転期には再び成長軌道に乗るべく、グローバルに経営基盤をさらに強化するとともに、将来の成長にむけた研究開発投資、アライアンスやM&Aについても検討を進めてまいりました。

このような厳しい事業環境を経て、当社グループは、全ての事業において成長の機会が芽生えていると認識し、「成長への再挑戦」をテーマに、2011年度を初年度とする新中期戦略、「CS B2015」（2011年度－2015年度）を策定いたしました。

この「CS B2015」では、全ての事業において成長戦略を推進し、事業拡大を目指すことを目標とし、最終年度である2015年度の業績目標は、売上高7,500億円、営業利益580億円といたしました。中長期ビジョン「Global Vision 21」の達成を目指し、再び成長戦略にチャレンジしてまいります。

事業分野別では、プリンティング・アンド・ソリューションズ事業において、「グローバルに成長戦略を推進し、各カテゴリーにおいてトップクラスのポジションを築く」ことを目標とし、「ビジネスセグメント」と「新興国」をキーワードに、事業の拡大を図っていきます。ビジネスセグメントにおいては、お客様のニーズにあった商品を開発・展開することにより、当社グループの強みであるSOHO/SMB市場におけるポジションを維持・拡大させながら、コーポレート向け市場の事業拡大も目指してまいります。また、新興国においては、販売体制の強化をさらに進めるとともに、モノクロレーザーを中心に各地域のニーズにあった商品を投入し販売拡大を図ります。

家庭用ミシンのパーソナル・アンド・ホーム事業では、競争力の高い商品群の投入や、当社グループが強みをもつ職業用刺しゅうミシン領域での事業拡大により、事業の安定成長と高い収益性の確保を図ります。

工業用ミシンと産業機器のマシナリー・アンド・ソリューション事業では、差別化された商品開発や成長市場向けの商品力を強化するとともに、中国を中心とした新興国における事業成長を支える製造・販売の機能を強化し、事業拡大を図ります。

ネットワーク・アンド・コンテンツ事業においては、通信カラオケ事業における収益の最大化を図り、通信カラオケの顧客基盤、技術基盤を活用した新サービス・新規事業の育成と拡大に注力してまいります。

工業用部品事業においては、連結子会社の株式会社ニッセイの強みである小型減速機のグローバル展開の加速や、歯車事業の収益向上などを通じ、事業の拡大を図ります。

また、新規事業については、スキャナーやWEB会議システムなどを通じて「ドキュメント活用分野」と「遠隔コラボレーション分野」の育成と拡大に注力し、新たな顧客価値の創出に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区　　分 | 第120期<br>2011年４月１日から<br>2012年３月31日まで | 第121期<br>2012年４月１日から<br>2013年３月31日まで | 第122期<br>2013年４月１日から<br>2014年３月31日まで | 第123期(当期)<br>2014年４月１日から<br>2015年３月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 497,390 | 516,066 | 616,834 | 707,237 |
| 経常利益(百万円) | 34,351 | 23,144 | 35,613 | 51,557 |
| 当期純利益(百万円) | 19,525 | 17,826 | 19,220 | 53,969 |
| １株当たり当期純利益 | 72円95銭 | 66円65銭 | 72円20銭 | 206円68銭 |
| 総資産(百万円) | 370,906 | 421,494 | 469,973 | 567,230 |
| 純資産(百万円) | 231,425 | 278,769 | 308,310 | 367,284 |

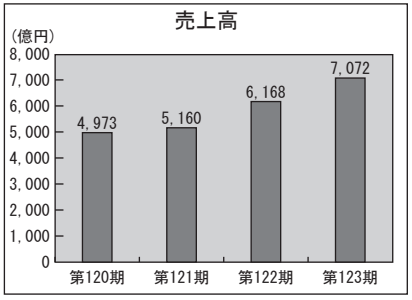


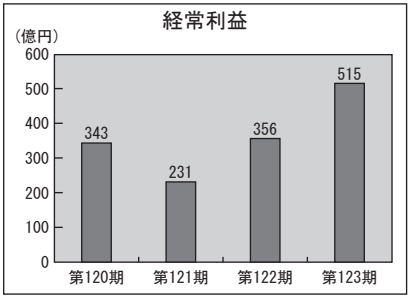


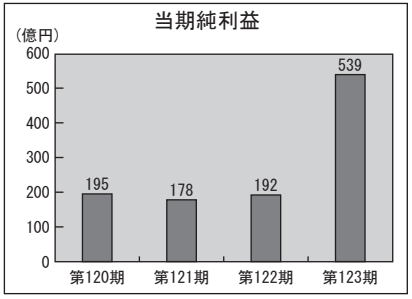

### (6) 重要な子会社および企業結合等の状況 (2015年３月31日現在)

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 兄弟高科技(深圳)有限公司 | 千米ドル 15,000 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、消耗品の製造 |
| 兄弟工業(深圳)有限公司 | 千米ドル 27,000 | 100% | 複合機、ファクス、消耗品の製造 |
| 珠海兄弟工業有限公司 | 千米ドル 7,000 | 100% | 家庭用ミシン、電子文具、スキャナー、消耗品等の製造 |
| 兄弟機械(西安)有限公司 | 千米ドル 43,000 | 100% | 工業用ミシン、工作機械の製造 |
| 台弟工業股份有限公司 | 千新台湾ドル 242,000 | 100% | 家庭用ミシンの製造 |
| ブラザーインダストリーズ(ベトナム) | 千米ドル 80,000 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、消耗品の製造 |
| ブラザーインダストリーズ(サイゴン) | 千米ドル 28,000 | 100% | 家庭用ミシンの製造 |
| ブラザーマシナリー(ベトナム) | 千米ドル 41,000 | 100% | 工業用ミシンの製造 |
| ブラザーインダストリーズテクノロジー(マレーシア) | 千マレーシアリンギ 21,000 | 100% | ファクス、タイプライター、消耗品の製造 |
| ブラザーインダストリーズ(フィリピン) | 千米ドル 134,000 | 100% | 複合機、電子文具、消耗品の製造 |
| ブラザーインダストリーズ(U.S.A.) | 千米ドル 14,000 | 100% | OEM製品、減速機、歯車の製造 |
| ブラザーインダストリーズ(U.K.) | 千英ポンド 9,700 | 100% | 消耗品の製造 |
| 株式会社ニッセイ | 百万円 3,475 | 60.22% | 減速機、歯車の製造・販売、不動産の賃貸 |
| ブラザー販売株式会社 | 百万円 3,500 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、家庭用ミシン等の販売 |
| 株式会社エクシング | 百万円 7,122 | 99.97% | 通信カラオケ装置等の企画・販売、携帯電話向けコンテンツ配信事業 |
| 株式会社スタンダード | 百万円 90 | 100% | カラオケ店舗の運営 |
| ブラザーインターナショナル株式会社 | 百万円 630 | 100% | 当社製品の輸出および輸出入に係る物流業務 |
| ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) | 千米ドル 7,034 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、タイプライター、家庭用ミシン、工業用ミシン、減速機、歯車等の販売 |
| ブラザーインターナショナル(ヨーロッパ) | 千英ポンド 26,500 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、タイプライター等の販売 |
| ブラザーソーイングマシンズ(ヨーロッパ) | 千ユーロ 25 | 100% | 家庭用ミシン等の販売 |
| 兄弟(中国)商業有限公司 | 千米ドル 20,500 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、タイプライター、家庭用ミシン等の販売 |
| 兄弟機械商業(上海)有限公司 | 千人民元 50,000 | 100% | 工業用ミシン、工作機械等の販売 |
| 兄弟機械(亜州)有限公司 | 千米ドル 37,000 | 100% | 工業用ミシン等の販売 |
| ブラザーインターナショナル(オーストラリア) | 千豪ドル 2,500 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、タイプライター、家庭用ミシン等の販売 |
| ブラザーインターナショナル(シンガポール) | 千米ドル 9,527 | 100% | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、タイプライター、家庭用ミシン等の販売 |
| ブラザーホールディング(ヨーロッパ) | 千英ポンド 87,013 | 100% | 持株会社 |

(注) 上記「当社の出資比率」は、直接および間接所有の合計であります。

② 企業結合等の状況

1．当社の重要な子会社である株式会社スタンダードは、2014年４月１日付で株式会社メディアクリエイトを吸収合併いたしました。

2．当社の重要な子会社である株式会社エクシングは、2015年３月27日付で株式会社ＪＶＣケンウッドとの間で、同社の保有する株式会社テイチクエンタテインメントの株式（持分比率 96.08%）のすべてを株式会社エクシングが譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結し、2015年４月28日付で株式会社テイチクエンタテインメントを子会社としました。

3．連結子会社は74社（上記の重要な子会社26社を含む）で、持分法適用会社は５社であります。

**(7) 主要な事業内容（2015年３月31日現在）**

| 事業 | 主要な事業内容 |
|---|---|
| プリンティング･アンド･ソリューションズ事業 | プリンター、複合機、ファクス、電子文具、スキャナー、<br>タイプライターの製造・販売 |
| パーソナル・アンド・ホーム事業 | 家庭用ミシンの製造・販売 |
| マシナリー･アンド･ソリューション事業 | 工業用ミシン、工作機械の製造・販売 |
| ネットワーク・アンド・コンテンツ事業 | 業務用カラオケ機器の製造・販売・賃貸、<br>通信カラオケにかかるコンテンツサービスの提供、<br>カラオケ店舗の運営およびコンテンツ配信サービスの提供 |
| 工業用部品事業 | 減速機、歯車の製造・販売 |
| その他事業 | 上記以外の製品の製造・販売および不動産の販売･賃貸 |

### (8) 主要な営業所および工場（2015年３月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本社 | 名古屋市瑞穂区 |
| 東京支社 | 東京都中央区 |
| 技術開発センター | 名古屋市瑞穂区 |
| 物流センター | 名古屋市南区 |
| 瑞穂工場 | 名古屋市瑞穂区 |
| 港工場 | 名古屋市港区 |
| 星崎工場 | 名古屋市南区 |
| 桃園工場 | 名古屋市瑞穂区 |
| 刈谷工場 | 愛知県刈谷市 |

② 重要な子会社

| | |
|---|---|
| 兄弟高科技（深圳）有限公司 | 中国 |
| 兄弟工業（深圳）有限公司 | 中国 |
| 珠海兄弟工業有限公司 | 中国 |
| 兄弟機械（西安）有限公司 | 中国 |
| 台弟工業股份有限公司 | 台湾 |
| ブラザーインダストリーズ（ベトナム） | ベトナム |
| ブラザーインダストリーズ（サイゴン） | ベトナム |
| ブラザーマシナリー（ベトナム） | ベトナム |
| ブラザーインダストリーズテクノロジー（マレーシア） | マレーシア |
| ブラザーインダストリーズ（フィリピン） | フィリピン |
| ブラザーインダストリーズ（U.S.A.） | アメリカ |
| ブラザーインダストリーズ（U.K.） | イギリス |
| 株式会社ニッセイ | 愛知県安城市 |
| ブラザー販売株式会社 | 名古屋市瑞穂区 |
| 株式会社エクシング | 名古屋市瑞穂区 |
| 株式会社スタンダード | 東京都港区 |
| ブラザーインターナショナル株式会社 | 名古屋市瑞穂区 |
| ブラザーインターナショナルコーポレーション（U.S.A.） | アメリカ |
| ブラザーインターナショナル（ヨーロッパ） | イギリス |
| ブラザーソーイングマシンズ（ヨーロッパ） | ドイツ |
| 兄弟（中国）商業有限公司 | 中国 |
| 兄弟機械商業（上海）有限公司 | 中国 |
| 兄弟機械（亞州）有限公司 | 中国 |
| ブラザーインターナショナル（オーストラリア） | オーストラリア |
| ブラザーインターナショナル（シンガポール） | シンガポール |
| ブラザーホールディング（ヨーロッパ） | イギリス |

### (9) 使用人の状況（2015年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業 | 使用人数 | 前期末比増減 |
|---|---|---|
| プリンティング・アンド・ソリューションズ事業 | 21,498名 | 410名（減） |
| パーソナル・アンド・ホーム事業 | 3,820名 | 642名（増） |
| マシナリー・アンド・ソリューション事業 | 2,282名 | 501名（増） |
| ネットワーク・アンド・コンテンツ事業 | 4,763名 | 1,150名（増） |
| 工業用部品事業 | 874名 | 32名（増） |
| その他事業 | 973名 | 17名（減） |
| 全社（共通） | 778名 | 28名（減） |
| 合計 | 34,988名 | 1,870名（増） |

（注）１．使用人数には、臨時使用人は含まれておりません。
２．パーソナル・アンド・ホーム事業の使用人数が前期末と比べて642名増加しておりますが、その主な理由は、ブラザーインダストリーズ（サイゴン）での生産量の変動に伴うものです。マシナリー・アンド・ソリューション事業の使用人数が前期末と比べて501名増加しておりますが、その主な理由は、ブラザーマシナリー（ベトナム）での生産開始に伴うものです。ネットワーク・アンド・コンテンツ事業の使用人数が前期末と比べて1,150名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大のための店舗数増加に伴うものです。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 3,946名 | 88名（増） | 41.3歳 | 13.9年 |

（注）使用人数は、受入出向者（48名）を含め、出向者（441名）を除いた期末就業人数で表示しております。

### (10) 主要な借入先（2015年３月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 7,100百万円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 7,781百万円 |

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ロンドン証券取引所に上場している英国の産業用プリンティング企業であるDomino Printing Sciences plcを完全子会社化するための友好的な買収手続き開始の合意について、2015年３月11日に公表いたしました。また、同社株主の集会および臨時株主総会における同社買収手続きに係るスキーム・オブ・アレンジメントの承認決議について、2015年４月16日に公表いたしました。

## ２．会社の株式に関する事項（2015年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　600,000,000株

② 発行済株式の総数　259,976,482株（自己株式17,559,384株を除く）

③ 株主数　21,822名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 15,698千株 | 6.04% |
| 日本生命保険相互会社 | 11,798 | 4.54 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 11,069 | 4.26 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 10,475 | 4.03 |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,398 | 2.85 |
| 住友生命保険相互会社 | 4,499 | 1.73 |
| ブラザーグループ従業員持株会 | 4,349 | 1.67 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 | 4,172 | 1.61 |
| 朝日實業株式会社 | 4,160 | 1.60 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,796 | 1.46 |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他会社の株式に関する重要な事項

当社の単元株式数は100株であります。

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2015年３月31日現在）

| 名　称 | 発行決議日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 行使期間 | 行使の条件 | 役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2007年３月発行新株予約権 | ２００７年２月22日 | 46個 | 普通株式46,000株（新株予約権１個につき1,000株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり1,000円（１株当たり１円） | 2007年３月20日から2037年３月19日まで | (注) ２． | 新株予約権の数：12個<br>目的となる株式数：12,000株<br>保有者数：２名 |
| 2008年３月発行新株予約権 | ２００８年２月28日 | 651個 | 普通株式65,100株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2008年３月25日から2038年３月24日まで | (注) ２． | 新株予約権の数：264個<br>目的となる株式数：26,400株<br>保有者数：２名 |
| 2009年３月発行新株予約権 | ２００９年２月26日 | 1,145個 | 普通株式114,500株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2009年３月24日から2039年３月23日まで | (注) ２． | 新株予約権の数：550個<br>目的となる株式数：55,000株<br>保有者数：２名 |
| 2010年３月発行新株予約権 | ２０１０年２月25日 | 519個 | 普通株式51,900株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2010年３月24日から2040年３月23日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：434個<br>目的となる株式数：43,400株<br>保有者数：５名<br>(注) ４． |
| 2011年３月発行新株予約権 | ２０１１年２月28日 | 432個 | 普通株式43,200株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2011年３月24日から2041年３月23日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：375個<br>目的となる株式数：37,500株<br>保有者数：５名<br>(注) ４． |
| 2012年３月発行新株予約権 | ２０１２年２月29日 | 446個 | 普通株式44,600株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2012年３月24日から2042年３月23日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：493個<br>目的となる株式数：49,300株<br>保有者数：６名<br>(注) ４． |
| 2013年３月発行新株予約権 | ２０１３年２月25日 | 366個 | 普通株式36,600株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2013年３月22日から2043年３月21日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：544個<br>目的となる株式数：54,400株<br>保有者数：６名<br>(注) ４． |
| 2014年３月発行新株予約権 | ２０１４年３月４日 | 308個 | 普通株式30,800株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2014年３月28日から2044年３月27日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：419個<br>目的となる株式数：41,900株<br>保有者数：６名<br>(注) ４． |
| 2015年３月発行新株予約権 | ２０１５年２月23日 | 373個 | 普通株式37,300株（新株予約権１個につき100株） | (注) １． | 新株予約権１個当たり100円（１株当たり１円） | 2015年３月19日から2045年３月18日まで | (注) ３． | 新株予約権の数：373個<br>目的となる株式数：37,300株<br>保有者数：６名 |

（注）１．新株予約権と引換えに払込は要しない。

２．左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社の取締役を退任した日の翌日から１年が経過した日から起算して５年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。

３．左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から１年が経過した日から起算して５年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。

４．上記の新株予約権の数は、当社の常務執行役員、執行役員、グループ常務執行役員およびグループ執行役員の地位にあったときに付与されたものを含んでおります。

### (2) 当期中に職務執行の対価として執行役員に交付した新株予約権の状況

執行役員（取締役兼務執行役員を除く）への交付状況

| 名　称 | 発行決議日 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 新株予約権の払込金額 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 行使期間 | 行使の条件 | 交付者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2015年３月発行新株予約権 | ２０１５年２月23日 | 288個 | 普通株式28,800株<br>（新株予約権１個につき100株） | （注）１． | 新株予約権１個当たり100円<br>（１株当たり１円） | 2015年３月19日から2045年３月18日まで | （注）２． | 13名 |

（注）１．新株予約権と引換えに払込は要しない。

２．左記の行使期間にかかわらず、新株予約権者は当社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から１年が経過した日から起算して５年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できる。

## ４．会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2015年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| ＊代表取締役社長 | 小池 利和 | |
| ＊代表取締役　専務執行役員 | 石川 茂樹 | プリンティング事業統括　兼<br>QM推進部、CS推進部、開発管理部、知的財産部 担当 |
| ＊代表取締役　常務執行役員 | 長谷川 友之 | 工業用部品事業統括　兼　IT戦略推進部 担当　および<br>株式会社ニッセイ 社外取締役 |
| ＊取締役　常務執行役員 | 神谷 純 | N&C事業統括　兼<br>ネットワークシステム開発部、N&C事業推進部 担当　および<br>株式会社エクシング 代表取締役会長 |
| ＊取締役　常務執行役員 | 佐々木 一郎 | サービス&ソリューション事業統括　兼<br>ソフトウェア第１開発部、ソフトウェア第２開発部、<br>アプリケーション開発部 担当 |
| ＊取締役　常務執行役員 | 石黒 雅 | 経営企画部 担当 |
| ◎取締役 | 平野 幸久 | 中部国際空港株式会社 顧問<br>ＫＤＤＩ株式会社 社外監査役 |
| ◎取締役 | 西條 温 | 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 理事長<br>住友商事株式会社 顧問<br>株式会社すかいらーく 社外取締役 |
| ◎取締役 | 服部 重彦 | 株式会社島津製作所 代表取締役会長<br>田辺三菱製薬株式会社 社外取締役<br>サッポロホールディングス株式会社 社外取締役<br>明治安田生命保険相互会社 社外取締役<br>株式会社日本経済新聞社 社外監査役 |
| ◎取締役 | 深谷紘一 | 株式会社デンソー 相談役<br>株式会社ジェイテクト 社外監査役 |
| ◎取締役 | 松野聰一 | エーザイ株式会社 相談役 |
| 監査役（常勤） | 成田正人 | |
| 監査役（常勤） | 高次正樹 | |
| ☆監査役 | 松尾邦弘 | 弁護士<br>トヨタ自動車株式会社 社外監査役<br>三井物産株式会社 社外監査役<br>株式会社小松製作所 社外監査役<br>株式会社日本取引所グループ 社外取締役<br>株式会社セブン銀行 社外監査役<br>株式会社テレビ東京ホールディングス 社外監査役 |
| ☆監査役 | 海野隆雄 | 長谷川香料株式会社 取締役兼副社長執行役員 |
| ☆監査役 | 丸山弘昭 | 公認会計士<br>税理士<br>株式会社アタックス 代表取締役<br>アタックス税理士法人 代表社員<br>トヨタ車体株式会社 社外監査役<br>フジパングループ本社株式会社 社外監査役 |

（注）１．当社は執行役員制を導入しており、＊印の各氏は執行役員を兼務しております。
２．◎印の取締役は、社外取締役であります。
３．☆印の監査役は、社外監査役であります。
４．監査役海野隆雄氏は、金融機関において金融業務経験をもち、長谷川香料株式会社においても事務管理部門管掌役員を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役丸山弘昭氏は、公認会計士、税理士およびコンサルタントとして長年業務経験をもち、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、松野聰一、監査役松尾邦弘、海野隆雄、丸山弘昭の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員であります。
６．取締役神谷純、佐々木一郎、石黒雅、松野聰一の各氏は、2014年６月24日開催の第122回定時株主総会において、選任され就任しました。
７．2015年４月１日付で取締役の担当が次のとおり変更となっております。

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| ＊代表取締役　専務執行役員 | 石川　茂樹 | プリンティング事業統括　兼<br>開発管理部、知的財産部 担当 |
| 代表取締役 | 長谷川　友之 | 株式会社ニッセイ 代表取締役社長 |
| ＊取締役　常務執行役員 | 佐々木　一郎 | サービス&ソリューション事業統括　兼　IT戦略推進部、<br>ソフトウェア第１開発部、ソフトウェア第２開発部、<br>アプリケーション開発部 担当 |
| ＊取締役　常務執行役員 | 石黒　雅 | 工業用部品事業統括　兼　経営企画部 担当 |

８．2015年４月１日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。（グループ執行役員は、グループ子会社への出向者を対象とした執行役員であります。）

| | |
|---|---|
| 常務執行役員 | 浅井侯序、石川博、松本勇美夫、亀之内孝文、川那辺祐 |
| 執行役員 | 藤井宗高、鈴木雅彦、三輪祐司、服部親将、若原宏之、久野光康、星真、野地勲、桑原悟 |
| グループ常務執行役員 | 片山俊介 |
| グループ執行役員 | 只雄一、武田進、池田和史 |

９．取締役松野聰一氏は、2015年３月31日付でエーザイ株式会社の相談役を退任しました。

### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 11名<br>（５名） | 321百万円<br>（42百万円） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | ５名<br>（３名） | 72百万円<br>（23百万円） |
| 合計<br>（うち社外役員） | 16名<br>（８名） | 393百万円<br>（66百万円） |

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は基本報酬額 年額400百万円および株式報酬型ストックオプションによる報酬額として年額130百万円の合計530百万円であります。（2006年６月23日開催の第114回定時株主総会決議）
３．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額140百万円であります。（2006年６月23日開催の第114回定時株主総会決議）
４．支給額には取締役（社外取締役除く）６名に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額60百万円も含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

| | 重要な兼職先 | 当社との関係 |
|---|---|---|
| 取締役 平野 幸久 | 中部国際空港株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | ＫＤＤＩ株式会社 | 通信費支払等の取引関係がありますが、取引金額は1,000万円以下です。 |
| 取締役 西條 温 | 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 | 取引関係はありません。 |
| | 住友商事株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社すかいらーく | 取引関係はありません。 |
| 取締役 服部 重彦 | 株式会社島津製作所 | 取引関係はありません。 |
| | 田辺三菱製薬株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | サッポロホールディングス株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | 明治安田生命保険相互会社 | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社日本経済新聞社 | 記事利用料支払等の取引関係がありますが、取引金額は100万円以下です。 |
| 取締役 深谷 紘一 | 株式会社デンソー | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社ジェイテクト | 取引関係はありません。 |
| 取締役 松野 聰一 | エーザイ株式会社 | 取引関係はありません。 |
| 監査役 松尾 邦弘 | トヨタ自動車株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | 三井物産株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社小松製作所 | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社日本取引所グループ | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社セブン銀行 | 取引関係はありません。 |
| | 株式会社テレビ東京ホールディングス | 取引関係はありません。 |
| 監査役 海野 隆雄 | 長谷川香料株式会社 | 取引関係はありません。 |
| 監査役 丸山 弘昭 | 株式会社アタックス | 取引関係はありません。 |
| | アタックス税理士法人 | 取引関係はありません。 |
| | トヨタ車体株式会社 | 取引関係はありません。 |
| | フジパングループ本社株式会社 | 取引関係はありません。 |

② 当期における主な活動状況

| | 活動状況（取締役会、監査役会への出席状況および発言状況） |
|---|---|
| 取締役 平野 幸久 | 取締役会には11回中11回出席（出席率100%）し、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。 |
| 取締役 西條 温 | 取締役会には11回中10回出席（出席率90.9%）し、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。 |
| 取締役 服部 重彦 | 取締役会には11回中10回出席（出席率90.9%）し、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。 |
| 取締役 深谷 紘一 | 取締役会には11回中10回出席（出席率90.9%）し、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。 |
| 取締役 松野 聰一 | 取締役会には９回中９回出席（出席率100%）し、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。 |
| 監査役 松尾 邦弘 | 取締役会には11回中８回出席（出席率72.7%）し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。<br>監査役会には11回中７回出席（出席率63.6%）し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。 |
| 監査役 海野 隆雄 | 取締役会には11回中11回出席（出席率100%）し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。<br>監査役会には11回中10回出席（出席率90.9%）し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。 |
| 監査役 丸山 弘昭 | 取締役会には11回中11回出席（出席率100%）し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。<br>監査役会には11回中11回出席（出席率100%）し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## ５．会計監査人に関する事項

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当期に係る会計監査人の報酬等の額 | 49百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 128百万円 |

（注）１．当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては有限責任監査法人トーマツ以外の公認会計士または監査法人（当該子会社が存在する国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（当該子会社が存在する国における会社法または金融商品取引法の法律に相当する法令を含む）を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により解任いたします。会計監査人を解任したときは、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が、2015年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## ６．会社の体制および方針に関する事項

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、企業行動憲章「ブラザーグループグローバル憲章」ならびにブラザーグループとしての「CSR経営」の考え方に基づき、企業価値の継続的な向上とすべてのステークホルダーから尊敬される企業グループの基盤を構築するため、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。この基本方針は、経営環境の変化等に対応し、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1) コンプライアンス体制

①役員・使用人等の法令等の順守について、企業行動憲章・ブラザーグループ社会的責任に関する基本原則を定めております。また、取締役会規則・社内規程等を設け、取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっております。

②代表取締役社長（または指名する執行役員）を長とするコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス専任者を任命して、グループにおけるコンプライアンス活動（教育啓蒙活動、相談通報窓口運営）を統括しております。

③グループ会社の役員・使用人等に対して、コンプライアンスの集合研修を実施し、コンプライアンス意識のさらなる浸透を図っております。

④コンプライアンス相談通報窓口を運営し、グループ会社の役員・使用人等からの相談通報を受付けて、その重要度・緊急度等に応じて対応しております。

⑤コンプライアンス行動基準において反社会的勢力・団体との関係を遮断する基本方針を示し、外部専門家と連携しながら、不当要求に対して毅然とした姿勢で対応する体制を構築しております。

⑥本社部門に加え、社内カンパニー・主要なグループ子会社に法務部門・担当者を設置するとともに、取締役・使用人等へ法令教育活動を必要に応じて行っております。

2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理の体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書等(電子データを含む)で保存し、情報管理委員会を設け、社内規程に従い適切に保存・管理する体制をとっております。また、監査役・内部監査部の求めに応じ、いつでも文書等を閲覧・謄写に供しております。

3) リスク管理体制

①代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の整備等を行っております。また、その実施状況については定期的に取締役会に報告を行う体制をとっております。

②事業リスクについては、各部門ならびにグループ子会社のリスク責任者を中心に評価・対応等を行う体制を構築し、また、グループ全般にかかわる重要なリスクについてはリスク管理委員会において評価・対応状況等の管理を行っております。

③リスク管理委員会の下部組織として、コンプライアンス・製品安全・輸出管理・情報管理・環境・安全衛生・防災といった個別リスクについては委員会を設置し、代表取締役社長（または指名する執行役員）が対応責任者として、リスクの把握と逓減、ならびにリスク顕在化時の対応を行っていくリスク管理体制をとってお

ります。特に、製品安全については、より安全な製品をお客様に提供するため、「製品安全に関する基本方針」および「製品安全自主行動計画」を定めております。
④経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、リスク管理委員長のもと機動的な対応を行う危機管理体制を構築することとしております。
⑤内部監査部は、代表取締役社長の指示により、本社部門・社内カンパニー・グループ子会社のリスク対応状況を検証し、代表取締役社長・監査役に報告しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離しガバナンス強化を図るとともに、社内カンパニー制とあわせて、迅速な意思決定と業務執行を行える体制をとっております。
②取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。また、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を原則月２回（必要があれば随時）開催し、ブラザーグループの経営戦略や予算の立案および重要な業務執行の審議等を機動的に行う体制をとっております。
③取締役会規則・社内規程等を設け、権限委譲・担当業務の範囲の明確化により、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとっております。

5) グループガバナンス体制
①統一的なグループガバナンス体制構築のため、企業行動憲章・社内規程等を定めるとともに、社内カンパニー・本社部門が管理部門としてグループ子会社各社の重要な業務執行状況を把握する統一的なグループガバナンス体制を構築しております。
②連結財務諸表等の財務報告については、信頼性を確保するための体制整備と運用をグループ全体にわたって推進しております。また、毎年、維持・改善をしてまいります。
③主要なグループ子会社には当社役員・執行役員・使用人を当該会社の役員として派遣することで、グループ子会社の管理・監督を行っております。
④監査役・内部監査部は、グループ子会社への定期的な監査実施の体制を構築しております。
⑤グループ子会社自身のガバナンス体制構築のため、組織の構築、社内規程の制定を求めております。

6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会の要請に応じ、その職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役直属の使用人を数名置いております。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の人事異動についてはあらかじめ監査役の同意を得て行い、また、その人事評価は監査役が行っております。

8) 監査役への報告に関する体制
不正の行為､法令･定款に違反する行為およびそのおそれのある事実その他監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、適時に監査役に報告することとしております。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①常勤の監査役は、戦略会議その他重要な会議・委員会に出席しております。
②監査役は、定期的に、代表取締役社長ならびに会計監査人と意見交換を行い、また、グループ子会社監査役と定期的な連絡会を開催するとともに、随時情報交換しております。

(注)上記には当期中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第６号)が2015年５月１日に施行されたことに伴い、2015年５月７日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定内容は、ブラザーグループの業務の適性を確保するための体制および監査に関する体制についてブラザーグループの一部体制を見直し、法令の改正に合わせて表現を変更したものです。

**(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は将来の成長のための投資に必要な内部留保の確保やキャッシュ・フローの状況などを勘案しつつ、経営成績に応じた積極的な利益還元を実施することを基本方針といたしております。連結配当性向30%程度を目標に利益を還元する一方、業績にかかわらず継続的な配当を実施するにあたり、株主資本配当率（DOE）１%程度を配当の下限水準と定めております。

内部留保につきましては、中長期ビジョン「Global Vision 21」の実現にむけて、主にプリンティング・アンド・ソリューションズ事業や新規事業の開発・育成のための投資に充当し、さらなる成長を目指してまいります。また、自己株式の取得に関しましては、資本効率の向上を図るために必要と判断した場合には機動的に実施してまいります。

**(3) 会社の支配に関する基本方針**

1) 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の80%以上を海外市場で上げており、44の国と地域に生産拠点や販売・サービス拠点を有し、連結ベースでの従業員も３万名を超えております（2015年３月現在）。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「“At your side.”な企業文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management（ブラザー・バリュー・チェーン・マネジメント）」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、当社株式の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、第117回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入し、第120回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、所要の修正を行い更新いたしました（以下更新後の当社株式の大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針では、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に対するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定

し、大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求めることとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針としております。

なお、下記「3) 本対応方針の内容の概要」および「4) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断（概要）」において、本対応方針およびその合理性についての当社取締役会の判断の概要を記載しておりますが、より詳細な内容は、インターネット上の当社のウェブサイト (http://www.brother.co.jp/investor/policy/index.htm) に掲載しておりますので、併せてご参照ください。

2) 基本的な考え方の実現に資する特別な取組み

上記の基本的な考え方の前提として、当社は、当社グループの企業価値を向上させ、多数の投資家の皆様に長期的に継続的に当社に投資していただくことが重要であると考えています。このため、当社は、当社グループのさらなる成長にむけた中長期ビジョン「Global Vision 21」を2002年に策定し、当社グループが目指す３つの項目を以下のとおり掲げております。

・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
・「“At your side.”な企業文化」を定着させる

当社グループでは、この「Global Vision 21」実現にむけたロードマップとして、中期戦略を策定しております。2008年には、５年間の中期戦略「CS B2012」をスタートさせましたが、初年度の急激な景気後退の影響を受け、「成長戦略」から「利益とキャッシュの確保」に軸足を移しました。この間、次なるチャンスに備え、各事業においてグローバルに事業基盤の強化を進めてまいりました。その結果、新たな成長の機会が広がりつつあることから、2011年４月から新中期戦略「CS B2015」(2011年度－2015年度)をスタートさせ、再び成長戦略に取り組んでまいります。

3) 本対応方針の内容の概要

① 本対応方針の目的

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

② 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

注： 特定株主グループとは、(ⅰ)当社の株券等の保有者およびその共同保有者、または、(ii)当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

③　大規模買付ルールの概要

当社取締役会は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(ｲ)大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、意向表明書（大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面）および大規模買付情報（当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報）等の情報を提供しなければならず、(ﾛ)当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間（大規模買付行為の態様に応じて最大60日間または最大90日間）が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

④　独立諮問委員会

当社取締役会は、独立諮問委員会を設置し、大規模買付行為への対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、その助言・勧告を最大限尊重するものといたします。

⑤　大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択し、選択された内容は、適時適切に開示いたします。

また、上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様の意見を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を開催いたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

⑥　本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2015年に開催される当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

4)　本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断（概要）

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方に沿うものと考えております。

また、当社取締役会は、本対応方針が株主の皆様の承認を得たものであること、独立諮問委員会の助言・勧告を最大限尊重すること等から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。また、１株当たり当期純利益およびその他比率については、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

# 連結貸借対照表

(2015年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **371,731** | **流動負債** | **153,389** |
| 現金及び預金 | 107,949 | 支払手形及び買掛金 | 44,712 |
| 受取手形及び売掛金 | 101,240 | 短期借入金 | 576 |
| 有価証券 | 2,915 | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,200 |
| たな卸資産 | 122,425 | 未払費用 | 30,709 |
| 繰延税金資産 | 21,196 | 未払法人税等 | 14,923 |
| その他 | 17,816 | 繰延税金負債 | 85 |
| 貸倒引当金 | △1,813 | 賞与引当金 | 9,776 |
| **固定資産** | **195,499** | 役員賞与引当金 | 63 |
| **有形固定資産** | **112,143** | 製品保証引当金 | 5,457 |
| 建物及び構築物 | 52,109 | 著作権費用引当金 | 1,310 |
| 機械装置及び運搬具 | 21,969 | 資産除去債務 | 31 |
| 工具、器具及び備品 | 17,457 | その他 | 35,541 |
| 土地 | 14,741 | **固定負債** | **46,556** |
| その他 | 5,866 | 長期借入金 | 4,705 |
| **無形固定資産** | **20,660** | 繰延税金負債 | 12,980 |
| のれん | 3,836 | 役員退職慰労引当金 | 556 |
| その他 | 16,823 | 退職給付に係る負債 | 18,036 |
| **投資その他の資産** | **62,694** | 資産除去債務 | 1,442 |
| 投資有価証券 | 39,913 | その他 | 8,834 |
| 長期貸付金 | 701 | **負債合計** | **199,945** |
| 繰延税金資産 | 4,639 | (純資産の部) | |
| 退職給付に係る資産 | 6,675 | **株主資本** | **326,573** |
| その他 | 12,315 | **資本金** | **19,209** |
| 貸倒引当金 | △1,551 | **資本剰余金** | **16,695** |
| **資産合計** | **567,230** | **利益剰余金** | **314,892** |
| | | **自己株式** | **△24,224** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **23,589** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **7,099** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△447** |
| | | **為替換算調整勘定** | **24,021** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **△7,084** |
| | | **新株予約権** | **615** |
| | | **少数株主持分** | **16,505** |
| | | **純資産合計** | **367,284** |
| | | **負債純資産合計** | **567,230** |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

# 連結損益計算書

（2014年４月１日から
2015年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | 707,237 |
| **売上原価** | | 389,831 |
| **売上総利益** | | 317,406 |
| **販売費及び一般管理費** | | 259,864 |
| **営業利益** | | 57,541 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,271 | |
| 受取配当金 | 261 | |
| 持分法による投資利益 | 61 | |
| 補助金収入 | 325 | |
| その他 | 1,001 | 2,922 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 342 | |
| 売上割引 | 2,956 | |
| 為替差損 | 2,333 | |
| デリバティブ評価損 | 2,341 | |
| その他 | 931 | 8,905 |
| **経常利益** | | 51,557 |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 16,550 | |
| その他 | 378 | 16,928 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 133 | |
| 固定資産除却損 | 673 | |
| 減損損失 | 1,784 | |
| 災害による損失 | 249 | |
| その他 | 246 | 3,087 |
| **税金等調整前当期純利益** | | 65,399 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,993 | |
| 法人税等調整額 | △9,364 | 11,629 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | 53,769 |
| 少数株主損失 | | △200 |
| **当期純利益** | | 53,969 |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

# 連結株主資本等変動計算書

（2014年４月１日から 2015年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 19,209 | 16,682 | 268,156 | △14,074 | 289,974 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △142 | | △142 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 19,209 | 16,682 | 268,014 | △14,074 | 289,832 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △7,089 | | △7,089 |
| 当期純利益 | | | 53,969 | | 53,969 |
| 自己株式の取得 | | | | △10,179 | △10,179 |
| 自己株式の処分 | | 12 | | 29 | 42 |
| 連結範囲の変動 | | | △1 | | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | 12 | 46,878 | △10,150 | 36,741 |
| 当期末残高 | 19,209 | 16,695 | 314,892 | △24,224 | 326,573 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 4,209 | △1,534 | 4,494 | △5,978 | 1,190 | 532 | 16,613 | 308,310 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | △41 | △183 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,209 | △1,534 | 4,494 | △5,978 | 1,190 | 532 | 16,571 | 308,126 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △7,089 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 53,969 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △10,179 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 42 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 2,890 | 1,086 | 19,527 | △1,105 | 22,399 | 83 | △65 | 22,416 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 2,890 | 1,086 | 19,527 | △1,105 | 22,399 | 83 | △65 | 59,157 |
| 当期末残高 | 7,099 | △447 | 24,021 | △7,084 | 23,589 | 615 | 16,505 | 367,284 |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

## 1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

1）連結子会社の数　　74社

主要な連結子会社

ブラザー販売㈱、ブラザーインターナショナル㈱、ブラザーインターナショナルコーポレーション（U.S.A.）、ブラザーインダストリーズ（U.S.A.）、ブラザーインダストリーズ（U.K.）、ブラザーインターナショナル（ヨーロッパ）、兄弟国際（香港）有限公司、㈱エクシング

なお、連結計算書類に及ぼす重要性が増したため、当連結会計年度よりブラザーインターナショナル（フィリピン）コーポレーション、ブラザーインターナショナル（マレーシア）、ブラザーインターナショナル（インド）、ブラザーインターナショナルセールス（インドネシア）、ブラザーインターナショナル（台湾）、ブラザーインターナショナル（ベトナム）、ブラザーインターナショナル（コリア）、バタンガスブラザープロパティー、日静貿易（上海）有限公司、日静減速機製造（常州）有限公司、ブラザーマシナリー（ベトナム）、㈱エクシング・ミュージックエンタテイメントを連結の範囲に含めております。

2）主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

ブラザーポーランド、ブラザーインターナショナル（ハンガリー）、ブラザーインターナショナル（チェコ）

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数　　5社

主要な会社

昭和精機㈱

持分法を適用していない非連結子会社（ブラザーポーランド他）及び関連会社に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関して、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

ブラザーインターナショナル（メキシコ）、ブラザーインターナショナルコーポレーション（ブラジル）、ブラザーインターナショナル（チリ）、ブラザーロシア、珠海兄弟工業有限公司、兄弟機械（西安）有限公司、兄弟工業（深圳）有限公司、兄弟高科技（深圳）有限公司、兄弟（中国）商業有限公司、兄弟機械商業（上海）有限公司、美音美国際貿易（上海）有限公司、及び濱江兄弟信息技術（杭州）有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なります。これら連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

日静貿易（上海）有限公司及び日静減速機製造（常州）有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なります。これら連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計処理基準に関する事項

1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び製造連結子会社は主に総平均法又は先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により、販売連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 3～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～12年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。なお、償却年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充当するため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績と個別見積額に基づき計上しております。

⑤著作権費用引当金

通信・プリンティング機器において、将来の著作権費用の支出に備えるため、当該費用見込額を計上しております。

⑥役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

4）退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における各社の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における各社の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

6）重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---|---|
| 為替予約取引 | 外貨建予定取引 |

③ヘッジ方針

為替予約取引に関しては、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するためのものであります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を判断しております。

なお、ヘッジ対象とヘッジ手段における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができる為替予約取引に関しては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

7）のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却方法については、効果の発現する見積期間を償却期間とし、定額法により償却しております。ただし、金額的重要性が乏しいものについては、当該勘定が生じた連結会計年度の損益として処理しております。

8）その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## ２．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の基礎となる期間の決定方法について、従来は従業員の平均残存勤務年数に近似した年数を用いておりましたが、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が668百万円減少し、退職給付に係る負債が208百万円減少し、利益剰余金が142百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

## ３．表示方法の変更

（連結損益計算書）

(1)　前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて掲記しておりました「補助金収入」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

(2)　前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

## ４．追加情報

（英国Domino Printing Sciences社を完全子会社化するための友好的な買収手続きについて）

当社は、2015年３月11日に、ロンドン証券取引所に上場している英国の産業用プリンティング企業であるDomino Printing Sciences plc（本社：英国ケンブリッジ、CEO：Nigel Bond、以下「Domino社」という。）と、Domino社の発行済及び発行予定普通株式のすべてを現金にて取得し、完全子会社化（以下「本件」という。）する手続きを開始することに合意いたしました。

なお、本件は、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントにより実施される予定です。2015年４月15日にDomino社の株主集会において本件に係るスキーム・オブ・アレンジメントの承認決議を経ており、今後、競争法当局の承認が取得されることなどを条件に、Domino社は当社の完全子会社となる予定です。

(1)　取得対象子会社の概要

| | |
|---|---|
| ①商号 | ：Domino Printing Sciences plc |
| ②本店の所在地 | ：Trafalgar Way, Bar Hill, Cambridge, the UK |
| ③代表者の氏名 | ：Nigel Bond, Chief Executive Officer |
| ④事業の内容 | ：産業用プリンティング機器の開発、製造、販売及び付随するシステムの開発、販売 |

⑤取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 記載すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 記載すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 記載すべき取引関係はありません。 |

(2)　取得対象子会社に関する子会社取得の目的

①産業用プリンティング領域での強固な事業基盤

当社のプリンティング関連事業は、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）等のオフィスや家庭向けのプリンター・複合機の事業展開が主体です。パソコン上で作成したイメージを衣類に印刷するガーメントプリンターのような産業用の展開もありますが、一部にとどまっています。今般、当社が、Domino社を買収することによって、コーディング・マーキング分野および商品パッケージへのデジタル印刷分野という、産業用プリンティング領域の中でも成長が見込まれる分野での事業基盤を獲得することができます。

コーディング・マーキングは顧客企業との間の長期間の信頼関係に基づく安定した事業であり、Domino社はその製品、システム構築力、サービスの品質の高さで同業界の中でも有数の地位を確立することに成功しています。また、近年は食品などの安全性の確保や、医薬品、たばこの偽造の防止など、商品のトレーサビリティに対する関心が高まっており、コーディング・マーキングが更に活用されていくことが予想されています。新興国の経済成長に伴うコーディング・マーキングへの需要の高まりも期待され、安定した収益、安定した成長が見込める事業です。また、現時点では具体化された計画はないものの、当社が長年培ってきた、インクジェット、サーマル・トランスファー、レーザーといった様々な印字の技術とそれらを用いた製品群が、Domino社の商品ラインアップの強化・拡充、マーケットシェアの拡大に貢献できるものと考えております。

商品パッケージへのデジタル印刷分野は、産業用プリンティング市場の中で、最も高い成長性が見込まれる市場です。最終消費者への商品の訴求力を高めるために、商品パッケージの重要性は増していますが、とくに顧客のニーズに応えた、多種少量の商品パッケージへのデジタル印刷は大きく伸びています。Domino社はデジタル印刷分野を成長分野ととらえ、これまで積極的に投資を行い、事業基盤を拡大してきました。

当社は、Domino社が構築してきた事業基盤を尊重しつつ、その更なる成長に向けて様々な支援を行っていきます。

②デジタル印刷における成長の加速

デジタル印刷分野は非常に高い成長が期待されており、そのなかでも、商品パッケージ印刷は有望な市場です。また、有望な市場であるがゆえに、迅速な投資と事業基盤の拡充、差別化された製品とサービスの提供が今後の市場成長をとらえる重要な要素であると考えます。

当社は、Domino社と一体となって商品パッケージのデジタル印刷に積極的に投資し、グローバル展開の加速、より高い成長の実現を目指します。本件を通じて、当社はこの有望な市場にいち早く参加することができるとともに、長年培ったインクジェット技術を含めた当社の経営資源をこの分野で活用することができます。このようにして、Domino社の強みと、当社の強みを活かした事業展開を目指します。

③当社のグローバルネットワークとDomino社の相乗効果

当社がこれまでに構築してきたグローバルな開発・製造・販売体制を活用することで、Domino社のグローバルなビジネス展開を加速させることが期待できます。また、当社のグローバルなネットワークで培われた生産ノウハウを用いて、生産効率の改善、納期短縮や顧客満足度の向上、さらにはコストダウンにつなげていく取組みを進めてまいります。両社のベストプラクティスを持ち寄り、力を合わせることで、新たな価値の提供を目指していきます。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得総額は、約10.3億ポンド（約1,890億円）を予定しております。子会社取得に係る諸経費等は、未定であります。

## ５．連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 商品及び製品 | 80,551百万円 |
| 仕掛品 | 12,227 |
| 原材料及び貯蔵品 | 29,646 |
| 合計 | 122,425 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　177,659百万円

## ６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 277,535千株 | －千株 | －千株 | 277,535千株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 12,118千株 | 5,836千株 | 51千株 | 17,903千株 |

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加5,836千株は、単元未満株式の買取による増加４千株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分５千株、取締役会決議による自己株式取得による増加5,827千株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少51千株は、ストック・オプションの行使による減少31千株、持分法適用会社が売却した自己株式（当社株式）の当社帰属分20千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2014年５月16日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　3,189百万円
・１株当たり配当金額　12円
・基準日　2014年３月31日
・効力発生日　2014年６月３日

2014年11月４日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類　普通株式
・配当金の総額　3,900百万円
・１株当たり配当金額　15円
・基準日　2014年９月30日
・効力発生日　2014年11月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの（2015年５月15日開催の取締役会における決議）

・株式の種類　普通株式
・配当の原資　利益剰余金
・配当金の総額　3,899百万円
・１株当たり配当金額　15円
・基準日　2015年３月31日
・効力発生日　2015年６月２日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 2007年２月22日<br>取締役会決議分 | 2008年２月28日<br>取締役会決議分 | 2009年２月26日<br>取締役会決議分 | 2010年２月25日<br>取締役会決議分 | 2011年２月28日<br>取締役会決議分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 12,000株 | 26,400株 | 55,000株 | 74,500株 | 79,500株 |
| 新株予約権の残高 | 12個 | 264個 | 550個 | 745個 | 795個 |

| | 2012年２月29日<br>取締役会決議分 | 2013年２月25日<br>取締役会決議分 | 2014年３月４日<br>取締役会決議分 | 2015年２月23日<br>取締役会決議分 |
|---|---|---|---|---|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 103,100株 | 106,100株 | 80,400株 | 66,100株 |
| 新株予約権の残高 | 1,031個 | 1,061個 | 804個 | 661個 |

（注）権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、設備投資計画に照らして、必要な資金を長期借入金により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、上場株式及び債券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブは経理規程に従い、ヘッジ対象取引の元本の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 107,949 | 107,949 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 101,240 | 101,240 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ①満期保有目的の債券 | 100 | 100 | 0 |
| ②その他有価証券 | 38,548 | 38,548 | — |
| (4) 長期貸付金 | 720 | | |
| (1年内回収予定の長期貸付金を含む) | | | |
| 貸倒引当金(※1) | △501 | | |
| | 218 | 218 | 0 |
| (5) 支払手形及び買掛金 | 44,712 | 44,712 | — |
| (6) 短期借入金 | 576 | 576 | — |
| (7) 1年内返済予定の長期借入金 | 10,200 | 10,200 | — |
| (8) 未払法人税等 | 14,923 | 14,923 | — |
| (9) 長期借入金 | 4,705 | 4,726 | 20 |
| (10) デリバティブ取引(※2) | △3,217 | △3,217 | — |

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、公社債投資信託は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金（一年内回収予定の長期貸付金を含む）

当社グループでは、長期貸付金の時価算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残余期間及び、当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、為替予約取引は先物為替相場を使用しており、通貨オプション取引は取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 3,304 |
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 877 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

**8. 賃貸等不動産に関する注記**

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域及び海外において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

当該賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|---|---|---|---|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 9,198 | △1,618 | 7,579 | 16,601 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2015年３月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 賃貸収益 | 賃貸費用 | 差額 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 賃貸等不動産 | 1,689 | 800 | 889 | ― |

**9. １株当たり情報に関する注記**

(1) １株当たり純資産額　1,348円69銭

(2) １株当たり当期純利益　206円68銭

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2015年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **83,485** | **流動負債** | **85,799** |
| 現金及び預金 | 11,880 | 支払手形 | 30 |
| グループ預け金 | 7,343 | 電子記録債務 | 1,034 |
| 受取手形 | 998 | 買掛金 | 27,342 |
| 売掛金 | 38,495 | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,200 |
| たな卸資産 | 11,274 | 未払金 | 9,202 |
| 前払費用 | 1,428 | 未払費用 | 11,614 |
| 繰延税金資産 | 4,884 | 未払法人税等 | 12,392 |
| 未収消費税等 | 2,927 | 賞与引当金 | 5,206 |
| その他 | 4,252 | 役員賞与引当金 | 60 |
| **固定資産** | **213,452** | 製品保証引当金 | 2,583 |
| **有形固定資産** | **34,407** | デリバティブ債務 | 5,805 |
| 建物 | 17,873 | その他 | 326 |
| 構築物 | 920 | **固定負債** | **10,471** |
| 機械及び装置 | 4,529 | 長期未払金 | 740 |
| 車両運搬具 | 51 | 繰延税金負債 | 7,209 |
| 工具、器具及び備品 | 5,766 | 資産除去債務 | 68 |
| 土地 | 5,226 | 長期預り敷金保証金 | 1,205 |
| 建設仮勘定 | 39 | その他 | 1,248 |
| **無形固定資産** | **10,216** | **負債合計** | **96,271** |
| ソフトウェア | 8,504 | (純資産の部) | |
| その他 | 1,712 | **株主資本** | **194,184** |
| **投資その他の資産** | **168,827** | **資本金** | **19,209** |
| 投資有価証券 | 17,007 | **資本剰余金** | **16,128** |
| 関係会社株式 | 119,085 | 資本準備金 | 16,114 |
| 関係会社出資金 | 22,759 | その他資本剰余金 | 13 |
| 前払年金費用 | 8,537 | **利益剰余金** | **183,347** |
| その他 | 1,458 | 利益準備金 | 4,802 |
| 貸倒引当金 | △19 | その他利益剰余金 | 178,544 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 2,719 |
| | | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 2,766 |
| | | 別途積立金 | 125,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 48,058 |
| | | **自己株式** | **△24,501** |
| | | **評価・換算差額等** | **5,866** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **6,309** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△443** |
| | | **新株予約権** | **615** |
| **資産合計** | **296,937** | **純資産合計** | **200,666** |
| | | **負債純資産合計** | **296,937** |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

# 損　益　計　算　書

（2014年４月31日から
2015年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **427,292** |
| **売上原価** | | **325,261** |
| **売上総利益** | | **102,031** |
| **販売費及び一般管理費** | | **67,560** |
| **営業利益** | | **34,470** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 14,114 | |
| その他 | 168 | 14,283 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 114 | |
| 為替差損 | 2,250 | |
| デリバティブ評価損 | 2,331 | |
| その他 | 486 | 5,182 |
| **経常利益** | | **43,571** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 16,189 | |
| その他 | 126 | 16,315 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 85 | |
| 固定資産除却損 | 410 | |
| 減損損失 | 139 | |
| 移転補償費用 | 208 | 842 |
| **税引前当期純利益** | | **59,044** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,880 | |
| 法人税等調整額 | △841 | 12,038 |
| **当期純利益** | | **47,005** |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

# 株主資本等変動計算書

（2014年４月31日から 2015年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 固定資産圧縮特別勘定積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 19,209 | 16,114 | 17 | 4,802 | 2,909 | — | 118,700 | 17,535 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | △515 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 19,209 | 16,114 | 17 | 4,802 | 2,909 | — | 118,700 | 17,020 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △7,089 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △190 | | | 190 |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の積立 | | | | | | 2,766 | | △2,766 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | 6,300 | △6,300 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 47,005 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △4 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | △4 | — | △190 | 2,766 | 6,300 | 31,038 |
| 当期末残高 | 19,209 | 16,114 | 13 | 4,802 | 2,719 | 2,766 | 125,000 | 48,058 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △14,355 | 164,934 | 3,202 | △1,521 | 1,680 | 532 | 167,148 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | △515 | | | | | △515 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △14,355 | 164,418 | 3,202 | △1,521 | 1,680 | 532 | 166,632 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △7,089 | | | | | △7,089 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | — | | | | | — |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の積立 | | — | | | | | — |
| 別途積立金の積立 | | — | | | | | — |
| 当期純利益 | | 47,005 | | | | | 47,005 |
| 自己株式の取得 | △10,174 | △10,174 | | | | | △10,174 |
| 自己株式の処分 | 29 | 24 | | | | | 24 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | 3,106 | 1,078 | 4,185 | 83 | 4,268 |
| 事業年度中の変動額合計 | △10,145 | 29,765 | 3,106 | 1,078 | 4,185 | 83 | 34,033 |
| 当期末残高 | △24,501 | 194,184 | 6,309 | △443 | 5,866 | 615 | 200,666 |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

## 1．重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 機械及び装置 | ４～12年 |
| 工具、器具及び備品 | ２～20年 |

②無形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 特許権 | ８年 |
| ソフトウェア | ２～５年 |

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、将来発生すると見込まれるアフターサービス費用見込額を過去の実績と個別見積額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---|---|
| 為替予約取引 | 外貨建予定取引 |

③ヘッジ方針

為替予約取引に関しては、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するためのものであります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を判断しております。

なお、ヘッジ対象とヘッジ手段における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができる為替予約取引に関しては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

**２．会計方針の変更**

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の基礎となる期間の決定方法について、従来は従業員の平均残存勤務年数に近似した年数を用いておりましたが、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が797百万円減少し、繰越利益剰余金が515百万円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

**３．追加情報**

（英国Domino Printing Sciences社を完全子会社化するための友好的な買収手続きについて）

当社は、2015年３月11日に、ロンドン証券取引所に上場している英国の産業用プリンティング企業であるDomino Printing Sciences plc（本社：英国ケンブリッジ、CEO：Nigel Bond、以下「Domino社」という。）と、Domino社の発行済及び発行予定普通株式のすべてを現金にて取得し、完全子会社化（以下「本件」という。）する手続きを開始することに合意いたしました。

なお、本件は、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントにより実施される予定です。2015年４月15日にDomino社の株主集会において本件に係るスキーム・オブ・アレンジメントの承認決議を経ており、今後、競争法当局の承認が取得されることなどを条件に、Domino社は当社の完全子会社となる予定です。

（１）取得対象子会社の概要

①商号　　：Domino Printing Sciences plc

②本店の所在地　　：Trafalgar Way, Bar Hill, Cambridge, the UK

③代表者の氏名　　：Nigel Bond, Chief Executive Officer

④事業の内容　　：産業用プリンティング機器の開発、製造、販売及び付随するシステムの開発、販売

⑤取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 記載すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 記載すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 記載すべき取引関係はありません。 |

（２）取得対象子会社に関する子会社取得の目的

①産業用プリンティング領域での強固な事業基盤

当社のプリンティング関連事業は、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）等のオフィスや家庭向けのプリンター・複合機の事業展開が主体です。パソコン上で作成したイメージを衣類に印刷するガーメントプリンターのような産業用の展開もありますが、一部にとどまっています。今般、当社が、Domino社を買収することによって、コーディング・マーキング分野および商品パッケージへのデジタル印刷分野という、産業用プリンティング領域の中でも成長が見込まれる分野での事業基盤を獲得することができます。

コーディング・マーキングは顧客企業との間の長期間の信頼関係に基づく安定した事業であり、Domino社はその製品、システム構築力、サービスの品質の高さで同業界の中でも有数の地位を確立することに成功しています。また、近年は食品などの安全性の確保や、医薬品、たばこの偽造の防止など、商品のトレーサビリティに対する関心が高まっており、コーディング・マーキングが更に活用されていくことが予想されています。新興国の経済成長に伴うコーディング・マーキングへの需要の高まりも期待され、安定した収益、安定した成長が見込める事業です。また、現時点では具体化された計画はないものの、当社が長年培ってきた、インクジェット、サーマル・トランスファー、レーザーといった様々な印字の技術とそれらを用いた製品群が、Domino社の商品ラインアップの強化・拡充、マーケットシェアの拡大に貢献できるものと考えております。

商品パッケージへのデジタル印刷分野は、産業用プリンティング市場の中で、最も高い成長性が見込まれる市場です。最終消費者への商品の訴求力を高めるために、商品パッケージの重要性は増していますが、とくに顧客のニーズに応えた、多種少量の商品パッケージへのデジタル印刷は大きく伸びています。Domino社はデジタル印刷分野を成長分野ととらえ、これまで積極的に投資を行い、事業基盤を拡大してきました。

当社は、Domino社が構築してきた事業基盤を尊重しつつ、その更なる成長に向けて様々な支援を行っていきます。

②デジタル印刷における成長の加速

デジタル印刷分野は非常に高い成長が期待されており、そのなかでも、商品パッケージ印刷は有望な市場です。また、有望な市場であるがゆえに、迅速な投資と事業基盤の拡充、差別化された製品とサービスの提供が今後の市場成長をとらえる重要な要素であると考えます。

当社は、Domino社と一体となって商品パッケージのデジタル印刷に積極的に投資し、グローバル展開の加速、より高い成長の実現を目指します。本件を通じて、当社はこの有望な市場にいち早く参加することができるとともに、長年培ったインクジェット技術を含めた当社の経営資源をこの分野で活用することができます。このようにして、Domino社の強みと、当社の強みを活かした事業展開を目指します。

③当社のグローバルネットワークとDomino社の相乗効果

当社がこれまでに構築してきたグローバルな開発・製造・販売体制を活用することで、Domino社のグローバルなビジネス展開を加速させることが期待できます。また、当社のグローバルなネットワークで培われた生産ノウハウを用いて、生産効率の改善、納期短縮や顧客満足度の向上、さらにはコストダウンにつなげていく取組みを進めてまいります。両社のベストプラクティスを持ち寄り、力を合わせることで、新たな価値の提供を目指していきます。

（3）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得総額は、約10.3億ポンド（約1,890億円）を予定しております。子会社取得に係る諸経費等は、未定であります。

**4．貸借対照表に関する注記**

(1) たな卸資産

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 商品及び製品 | 3,079百万円 |
| 仕掛品 | 2,407 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,787 |
| 合計 | 11,274 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　110,748百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|---|---|
| ① 短期金銭債権 | 39,942百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 22,035 |

## ５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| (1) 売上高 | 359,241百万円 |
| (2) 仕入高 | 245,821 |
| (3) その他営業費用 | 16,939 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 22,791 |

## ６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 11,759千株 | 5,831千株 | 31千株 | 17,559千株 |

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加5,831千株は、単元未満株式の買取による増加４千株、取締役会決議による自己株式取得による増加5,827千株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少31千株は、ストック・オプションの行使による減少31千株であります。

## 7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| たな卸資産評価損 | 218百万円 |
| 減価償却費 | 1,195 |
| 投資有価証券等評価損 | 3,571 |
| 退職給付信託設定有価証券 | 754 |
| 貸倒引当金 | 6 |
| 未払金 | 447 |
| 未払費用 | 586 |
| 未払事業税 | 1,173 |
| 賞与引当金 | 1,709 |
| 製品保証引当金 | 848 |
| 繰延ヘッジ損益 | 216 |
| その他 | 763 |
| 繰延税金資産小計 | 11,490 |
| 評価性引当額 | △3,635 |
| 繰延税金資産合計 | 7,854 |
| 繰延税金負債 | |
| 退職給付信託返還有価証券 | △2,581 |
| 前払年金費用 | △2,746 |
| 固定資産圧縮積立金 | △1,283 |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金 | △1,305 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,165 |
| その他 | △96 |
| 繰延税金負債合計 | △10,179 |
| 繰延税金資産の純額 | △2,324 |

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|---|---|
| 流動資産－繰延税金資産 | 4,884百万円 |
| 固定負債－繰延税金負債 | △7,209 |

## ８．関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ブラザーインターナショナルコーポレーション（U.S.A.） | 所有<br>直接<br>100% | 当社製品の販売 | P&S、P&H、M&S、工業用部品事業製品の販売 | 126,766 | 売掛金 | 10,740 |
| 子会社 | ブラザーインターナショナル（ヨーロッパ） | 所有<br>間接<br>100% | 当社製品の販売 | P&S事業製品の販売 | 92,495 | 売掛金 | 6,611 |
| 子会社 | 兄弟高科技（深圳）有限公司 | 所有<br>間接<br>100% | 当社製品の仕入 | P&S事業製品の購入 | 59,384 | 買掛金 | 5,160 |
| 子会社 | 兄弟工業（深圳）有限公司 | 所有<br>間接<br>100% | 当社製品の仕入 | P&S事業製品の購入 | 47,409 | 買掛金 | 2,059 |
| 子会社 | ブラザーインダストリーズ（ベトナム） | 所有<br>直接<br>100% | 当社製品の仕入 | P&S事業製品の購入 | 55,240 | 買掛金 | 5,169 |
| 子会社 | ブラザー販売㈱ | 所有<br>直接<br>100% | 当社製品の販売 | P&S、P&H事業製品の販売 | 22,464 | 売掛金 | 1,506 |
| 子会社 | ブラザーインターナショナル㈱ | 所有<br>直接<br>100% | 当社製品の販売 | P&S、P&H事業製品の販売 | 37,764 | 売掛金 | 3,552 |
| 子会社 | ブラザーファイナンス（U.K.） | 所有<br>直接<br>100% | 資金の貸借 | 資金の借入(注)3,4 | 16,120 | ― | ― |
| | | | | 利息の支払 | 50 | ― | ― |
| | | | | 資金の預入(注)5 | ― | グループ預け金 | 5,543 |
| 子会社 | 兄弟機械（亜州）有限公司 | 所有<br>直接<br>100% | 当社製品の販売 | 増資の引受 | 3,476 | ― | ― |
| 子会社 | ブラザー不動産㈱ | 所有<br>直接<br>100% | 不動産関連の取引 | 建物等の購入等 | 2,156 | 未払金 | 627 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．事業の種類別セグメントの名称を、以下のとおり省略しております。
P&S：プリンティング・アンド・ソリューションズ　P&H：パーソナル・アンド・ホーム　M&S：マシナリー・アンド・ソリューション

2．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3．資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保・保証の差入はありません。

4．資金の借入の取引金額は、期中平均残高であり、期末借入金残高はゼロであります。

5．資金の預入については、資金決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみ記載しております。

6．取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

**９．１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| (1) １株当たり純資産額 | 769円49銭 |
| (2) １株当たり当期純利益 | 179円77銭 |

**１０．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

２０１５年5月１１日

ブラザー工業株式会社

取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋 谷 英 司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊 藤 達 治 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ブラザー工業株式会社の２０１４年４月１日から２０１５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラザー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、２０１５年3月１１日に、Domino Printing Sciences plcと、同社を完全子会社化する手続きを開始することに合意した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

２０１５年5月１１日

ブラザー工業株式会社

取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋 谷 英 司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊 藤 達 治 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ブラザー工業株式会社の２０１４年４月１日から２０１５年３月３１日までの第１２３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、２０１５年3月１１日に、Domino Printing Sciences plcと、同社を完全子会社化する手続きを開始することに合意した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１４年４月１日から２０１５年３月３１日までの第１２３期事業年度に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務と財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役や監査役等と意思疎通並びに情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）、及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

また、会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１５年（平成２７年）５月１４日

ブラザー工業株式会社　監査役会

| | | |
|---|---|---|
| 監　査　役（常勤） | 成　田　正　人 | ㊞ |
| 監　査　役（常勤） | 高　次　正　樹 | ㊞ |
| 監　査　役 | 松　尾　邦　弘 | ㊞ |
| 監　査　役 | 海　野　隆　雄 | ㊞ |
| 監　査　役 | 丸　山　弘　昭 | ㊞ |

（注）監査役 松尾邦弘、海野隆雄、丸山弘昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

議案および参考事項

**第１号議案　定款一部変更の件**

１．提案の理由

当社の事業内容の拡大に対応するため、および2015年４月に株式会社テイチクエンタテインメントを子会社化したことに伴いグループとしての事業目的の明確化を図るため、現行定款第２条に事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第１章　総　則 | 第１章　総　則 |
| （目的） | （目的） |
| 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| （１）～（９）　（記載省略） | （１）～（９）　（現行どおり） |
| （新　設） | (10)発電及び蓄電機械器具並びにその部品の製造、販売及び賃貸 |
| (10)～(19)　（記載省略） | (11)～(20)　（現行どおり） |
| （新　設） | (21)音楽家など実演家等の養成及び斡旋並びに各種企画の立案及び実施 |
| （新　設） | (22)音声・映像・文字等のソフトウエア及び出版物の企画、制作及び販売並びにこれに関する著作権及び著作隣接権の取得及び貸与 |
| (20)～(25)　（記載省略） | (23)～(28)　（現行どおり） |

## 第２号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | こいけ　としかず<br>小池　利和<br>(1955年10月14日生) | 1979年４月　当社入社<br>1982年８月　ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 出向<br>1992年10月　同社取締役<br>2000年１月　同社取締役社長<br>2004年６月　当社取締役<br>2005年１月　ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役会長<br>2005年４月　当社取締役 常務執行役員<br>2006年４月　当社取締役 専務執行役員<br>2006年６月　当社代表取締役 専務執行役員<br>2007年６月　当社代表取締役社長　現在に至る | 25,000株 |
| 2 | いしかわ　しげき<br>石川　茂樹<br>(1953年１月18日生) | 1976年４月　当社入社<br>1995年６月　当社イメージ機器事業本部画像システム事業部製造部長<br>1997年10月　当社画像システム事業部長<br>2000年６月　当社執行役員インフォメーション・アンド・ドキュメント　カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント<br>2002年４月　当社執行役員インフォメーション・アンド・ドキュメント　カンパニープレジデント<br>2002年６月　当社取締役 常務執行役員<br>2008年４月　当社取締役 専務執行役員<br>2008年６月　当社代表取締役 専務執行役員　現在に至る<br>［当社における担当］<br>プリンティング事業統括　兼　開発管理部、知的財産部 担当 | 30,900株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | はせがわ　ともゆき<br>長谷川　友之<br>(1955年５月16日生) | 1978年４月　当社入社<br>2000年１月　ブラザーインターナショナル（ドイツ）取締役社長<br>2003年４月　当社広報・総務部長<br>2004年６月　当社執行役員<br>2009年４月　当社常務執行役員<br>2009年６月　株式会社ニッセイ社外取締役<br>2013年６月　当社取締役 常務執行役員<br>2014年６月　当社代表取締役 常務執行役員<br>2015年４月　当社代表取締役　現在に至る<br>株式会社ニッセイ代表取締役社長　現在に至る | 14,830株 |
| 4 | かみや　じゅん<br>神谷　純<br>(1959年２月11日生) | 1981年４月　当社入社<br>1995年10月　ブラザーインターナショナルコーポレーション（カナダ）社長<br>1999年４月　ブラザー販売株式会社情報機器統括事業部長<br>2000年４月　同社執行役員<br>2001年６月　同社取締役<br>2003年６月　同社常務取締役<br>2005年６月　同社代表取締役社長<br>2008年４月　当社執行役員<br>2009年12月　株式会社エクシング代表取締役会長　現在に至る<br>2010年４月　当社グループ常務執行役員<br>2013年４月　当社常務執行役員<br>2014年６月　当社取締役 常務執行役員　現在に至る<br>［当社における担当］<br>N&C事業統括　兼<br>ネットワークシステム開発部、N&C事業推進部 担当 | 15,600株 |
| 5 | ささき　いちろう<br>佐々木　一郎<br>(1957年４月30日生) | 1983年４月　当社入社<br>2004年10月　ブラザーU.K.社長<br>2008年４月　当社NID開発部長<br>2009年４月　当社執行役員<br>2013年４月　当社常務執行役員<br>2014年６月　当社取締役 常務執行役員　現在に至る<br>［当社における担当］<br>サービス＆ソリューションズ事業統括　兼　IT戦略推進部、ソフトウェア第１開発部、ソフトウェア第２開発部、アプリケーション開発部 担当 | 34,780株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | いしぐろ　ただし<br>石黒　雅<br>(1960年６月21日生) | 1984年４月　当社入社<br>1987年５月　ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 出向<br>2005年１月　同社取締役社長<br>2011年４月　当社グループ執行役員<br>2013年４月　当社グループ常務執行役員<br>2014年４月　ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役会長<br>2014年６月　当社取締役 グループ常務執行役員<br>2015年１月　当社取締役 常務執行役員　現在に至る<br>［当社における担当］<br>工業用部品事業統括　兼　経営企画部 担当 | 12,700株 |
| 7 | ひらの　ゆきひさ<br>平野 幸久<br>(1938年２月25日生) | 1961年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社<br>1989年12月　トヨタモーターマニュファクチャリング(UK)取締役社長<br>1990年９月　トヨタ自動車株式会社取締役 兼 欧州事業部長<br>1997年６月　関東自動車工業株式会社取締役社長<br>1998年５月　中部国際空港株式会社代表取締役社長<br>2007年６月　同社取締役会長<br>2009年６月　当社取締役　現在に至る<br>2011年６月　中部国際空港株式会社相談役<br>2012年６月　ＫＤＤＩ株式会社社外監査役　現在に至る<br>2013年６月　中部国際空港株式会社顧問　現在に至る | 15,200株 |
| 8 | にしじょう　あつし<br>西條　温<br>(1942年７月24日生) | 1965年４月　住友商事株式会社入社<br>1993年６月　同社取締役<br>米国住友商事会社副社長<br>1997年４月　住友商事株式会社常務取締役<br>2001年４月　同社専務取締役<br>米州総支配人 米国住友商事会社社長<br>2002年４月　住友商事株式会社取締役副社長<br>2003年４月　同社取締役副社長執行役員<br>2003年６月　同社副社長執行役員<br>2005年４月　住商情報システム株式会社（現ＳＣＳＫ株式会社）顧問<br>2005年６月　同社代表取締役会長<br>2009年６月　同社特別顧問<br>2010年６月　社団法人（現一般社団法人）日本ケーブルテレビ連盟理事長　現在に至る<br>住友商事株式会社顧問　現在に至る<br>当社取締役　現在に至る<br>2014年３月　株式会社すかいらーく社外取締役　現在に至る | 9,200株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 9 | はっとり しげひこ<br>服部 重彦<br>(1941年８月21日生) | 1964年４月　株式会社島津製作所入社<br>1989年６月　シマヅ サイエンティフィック インスツルメンツ インク（米国現地法人）社長<br>1993年６月　株式会社島津製作所取締役<br>1997年６月　同社常務取締役<br>2003年６月　同社代表取締役社長<br>2009年６月　同社代表取締役会長　現在に至る<br>2011年６月　田辺三菱製薬株式会社社外取締役　現在に至る<br>2012年３月　サッポロホールディングス株式会社社外取締役　現在に至る<br>2012年６月　当社取締役　現在に至る<br>2012年７月　明治安田生命保険相互会社社外取締役　現在に至る<br>2015年３月　株式会社日本経済新聞社社外監査役　現在に至る | 5,200株 |
| 10 | ふかや こういち<br>深谷 紘一<br>(1943年12月３日生) | 1966年４月　日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社<br>1995年３月　同社取締役<br>1995年４月　ニッポンデンソー・マニュファクチュアリング・USA（現デンソー・マニュファクチュアリング・ミシガン）取締役社長<br>1998年６月　株式会社デンソー常務取締役<br>2002年６月　同社専務取締役<br>2003年６月　同社代表取締役社長<br>2006年１月　株式会社ジェイテクト社外監査役　現在に至る<br>2008年６月　株式会社デンソー代表取締役副会長<br>2009年６月　同社代表取締役会長<br>2012年６月　当社取締役　現在に至る<br>2013年６月　株式会社デンソー相談役　現在に至る | 5,200株 |
| 11 | まつの そういち<br>松野 聰一<br>(1944年６月20日生) | 1967年４月　エーザイ株式会社入社<br>1992年４月　エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ社長<br>1993年６月　エーザイ株式会社取締役<br>1997年２月　同社常務取締役<br>2000年６月　同社取締役 兼 専務執行役員<br>2001年６月　エーザイ・インク（米国現地法人）会長<br>2004年６月　エーザイ株式会社代表執行役副社長<br>2010年６月　同社相談役<br>2014年６月　当社取締役　現在に至る | 700株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、および松野聰一の各氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一および松野聰一の各氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ております。

３．平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、および松野聰一の各氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

［平野幸久氏］現在当社の社外取締役であり、トヨタ自動車株式会社および中部国際空港株式会社の経営に携わってこられたご経歴からの、グローバル企業グループの経営者としての豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する助言、重要事項の決定および当社の業務執行の監督をいただいており、再任を

お願いするものであります。

［西條　温氏］現在当社の社外取締役であり、住友商事株式会社および住商情報システム株式会社（現ＳＣＳＫ株式会社）の経営に携わってこられたご経歴からの、グローバル企業グループ、ＩＴ企業の経営者としての豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する助言、重要事項の決定および当社の業務執行の監督をいただいており、再任をお願いするものであります。

［服部重彦氏］現在当社の社外取締役であり、株式会社島津製作所の社長として、また同社海外販売拠点において、グローバル企業グループの経営に携わってこられたご経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する助言、重要事項の決定および当社の業務執行の監督をいただいており、再任をお願いするものであります。

［深谷紘一氏］現在当社の社外取締役であり、株式会社デンソーの社長として、また同社海外製造拠点において、グローバル企業グループの経営に携わってこられたご経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する助言、重要事項の決定および当社の業務執行の監督をいただいており、再任をお願いするものであります。

［松野聰一氏］現在当社の社外取締役であり、エーザイ株式会社の副社長として、また同社海外拠点において、グローバル企業グループの経営に携わってこられたご経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する助言、重要事項の決定および当社の業務執行の監督をいただいており、再任をお願いするものであります。

４．服部重彦氏が株式会社島津製作所の代表取締役として在任中の2013年１月25日に、同社は、防衛省に対し航空機器に関する費用を過大に請求していた案件があることが判明し、防衛省から指名停止措置を受けました。なお、同社は2014年３月25日に過大請求に係る返納金を納付し、指名停止は解除されております。また、深谷紘一氏が株式会社デンソーの代表取締役として在任中の2012年１月30日（米国時間）に、同社は、一部自動車部品の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、米国司法省との間で司法取引契約を締結しました。

５．平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、および松野聰一の各氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、平野幸久氏が６年、西條温氏が５年、服部重彦、深谷紘一の両氏が３年、松野聰一氏は１年となります。

６．平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、および松野聰一の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で責任限度を1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、平野幸久、西條温、服部重彦、深谷紘一、および松野聰一の各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約をあらためて締結する予定であります。

７．平野幸久氏は、2015年６月下旬に中部国際空港株式会社の顧問を退任する予定であります。

８．服部重彦氏は、2015年６月下旬に株式会社島津製作所の代表取締役会長を任期満了により退任する予定であります。

## 第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 松尾邦弘氏および海野隆雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | うみの　たかお<br>海野　隆雄<br>(1947年３月22日生) | 1970年４月　株式会社三井銀行　入行<br>1998年６月　株式会社さくら銀行取締役<br>2001年４月　株式会社三井住友銀行常務執行役員<br>2004年６月　さくらカード株式会社代表取締役社長<br>2008年12月　長谷川香料株式会社取締役兼専務執行役員<br>2011年６月　当社監査役　現在に至る<br>2014年12月　長谷川香料株式会社取締役兼副社長執行役員<br>現在に至る | 1,200株 |
| 2 | ※<br>ありた　ともよし<br>有田　知徳<br>(1948年２月１日生) | 1974年４月　神戸地方検察庁検事<br>2005年９月　最高検察庁公安部長<br>2009年１月　福岡高等検察庁検事長<br>2010年４月　弁護士登録　現在に至る<br>2010年７月　株式会社ゆうちょ銀行社外取締役　現在に至る<br>2011年６月　WDBホールディングス株式会社社外監査役　現在に至る<br>2014年５月　株式会社リソー教育社外取締役　現在に至る | 0株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※印は新任監査役候補者であります。

３．海野隆雄氏および有田知徳氏は、社外監査役候補者であります。なお当社は海野隆雄氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として届け出ており、有田知徳氏を独立役員として届け出る予定です。

４．海野隆雄氏および有田知徳氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

［海野隆雄氏］現在当社の社外監査役であり、金融機関において責任ある職歴を歩まれた後、長谷川香料株式会社においても事務管理部門を管掌される取締役兼副社長執行役員を務めておられ、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営の監査をいただいており、再任をお願いするものであります。

［有田知徳氏］法曹としてのご経歴からの、豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、当社の経営を監査いただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の経験、実績、見識により、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．海野隆雄氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

６．海野隆雄氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で責任限度を1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、海野隆雄氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約をあらためて締結する予定であります。

有田知徳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度を1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第４号議案　取締役６名に対する業績連動型報酬支給の件

取締役 小池利和、石川茂樹、長谷川友之、神谷純、佐々木一郎、石黒雅の６名に対し、当期（第123期）の業績等を勘案して、業績連動型報酬を支給いたしたいと存じます。

業績連動型報酬につきましては、当社所定の基準に従い総額6,065万円を支給することとし、各氏に対する具体的な金額、支給の時期および方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第５号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

１．議案提案の理由

当社は、2012年６月26日開催の当社第120回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下、「現対応方針」といいます。）に関して、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得たうえで、当該株主総会後に最初に開催された当社取締役会の決議をもってこれを発効させております。現対応方針の有効期限は、本株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとなっており、当社は、現対応方針決定後の当社を取り巻く環境の変化等も踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の在り方についてさらなる検討を続けてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、後述の基本的な考え方に立ち、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくため、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応方針に所要の変更を行った上で「当社株式の大規模買付行為への対応方針」として継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を、2015年５月15日開催の当社取締役会において決定いたしました。

つきましては、本対応方針につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。承認の対象となる本対応方針の内容は、下記「２．承認の対象となる本対応方針の内容」に記載のとおりです。

なお、現対応方針からの変更内容は以下のとおりです。

①大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し情報提供を求める期間に上限（60日）を設けたこと。

②大規模買付行為に対して発動する対抗措置について、無償割当てによる新株予約権の発行に限定したこと。

③対抗措置の発動要件について見直しを行ったこと。

④表現の修正等その他所要の修正を行ったこと。

（基本的な考え方）

当社グループは、その売上高の80％以上を海外市場で上げており、44の国と地域に生産拠点や販売・サービス拠点を有し、連結ベースでの従業員も３万名を超えております（2015年４月現在）。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「“At your side.”な企業文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management（ブラザー・バリュー・チェーン・マネジメント）」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、大規模買付行為（下記２．(2)にて定義しております。）を受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

## ２．承認の対象となる本対応方針の内容

### (1) 本対応方針の目的

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

### (2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

注１：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ii）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注２：議決権割合とは、

（i）特定株主グループが、注１の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

（ii）特定株主グループが、注１の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

### (3) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為が以下に定める当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。具体的には以下のとおりです。

#### ①意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

②情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下の内容を含みますが、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを作成いたします。

1．大規模買付者およびそのグループの概要
2．大規模買付行為の目的および内容
3．買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
4．大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画

大規模買付者から大規模買付情報を提供していただくため、当社は、①の意向表明書の受領後５営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合には、当社取締役会は、当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日を経過するまでの間（以下、「情報提供要請期間」といいます。）において、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することはできません。

すなわち、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日もしくは情報提供要請期間が満了した日から起算して、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉すること、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会による検討もしくは交渉の結果、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるものであると当社取締役会が判断をした場合には、速やかに取締役会評価期間を終了させ、その旨を開示いたします。

(4) 独立諮問委員会

大規模買付ルールに係る当社取締役会の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置します。

大規模買付ルールでは、後述の(5)において、対抗措置発動にかかる事項を定めておりますが、このような対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、当社取締役会はその助言・勧告を最大限尊重するものといたします。独立諮問委員会の詳細については後記資料に記載のとおりです。なお、独立諮問委員会の詳細については、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するという趣旨に合致する合理的な範囲内で、取締役会の決議により、変更され得るものとします。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗することがあります。

なお新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件または当社が新株予約権の一部を取得する場合に、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項を付するなど、大規模買付ルールを順守しない者への対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合として、以下の１から５までに掲げられる行為が意図されている場合を想定しております。

１．株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
２．当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
３．当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
４．当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為
５．強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式売買を行うことをいいます。）等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

対抗措置の発動については、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会で決定し、適時適切な開示を行います。

上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様の意見を確認させていただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催することといたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。この場合、当社取締役会はその旨を速やかに開示いたします。

(6) 株主・投資家に与える影響等

①大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださるようお願いいたします。

②対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し対抗措置をとることがあります。この場合に想定される対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)において、新株予約権の無償割当ておよびそれに引き続く株式の交付により、その保有する当社の株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の価値の希釈化は生じないことから、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、無償割当ての中止、または新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が当社株式を交付することなく無償での新株予約権の取得を行うことがあります。この場合、１株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、１株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当てにつきましては、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に新株予約権が割当てられますので、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当て期日までに振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを実施することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

また、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が定める日をもって特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合があります。この場合には、特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は当社が取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使のための金銭を払い込むことなく、当社による取得の対価として、新株予約権の目的となる当社株式を受領することになります。なお、取得の対象となる株主の皆様には、別途ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等を確認する当社所定の書式による書面や、振替株式を記録するための口座の情報をご提出いただくことがあります。

(7) 本対応方針の発効日および有効期限

本対応方針は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、本株主総会終了後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は、2018年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により、必要に応じて本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。ただし、本株主総会において株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本対応方針の変更は行わないこととし、また、本対応方針の廃止または変更については、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重して、行うこととします。また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止されます。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(8) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断

①本対応方針が当社の基本的な考え方に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方に沿うものです。

②本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は以下の理由から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1．株主意思を反映するものであること

本対応方針は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、本株主総会終了後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効いたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

2．独立性のある社外者の助言・勧告の尊重

当社は、本対応方針の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われた際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置いたします。当該独立諮問委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議内容に基づいて当社取締役会に対し助言または勧告し、当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重します。

３．「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた設計

本対応方針は、2005年５月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ2008年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

４．廃止が困難なものでないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。また、当社取締役の任期は１年であることから、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、特に長期の期間を要することなく本対応方針の廃止が可能です。

資料　独立諮問委員会の詳細

１．構成員

独立諮問委員会の委員は、当社の業務執行者から独立している者で、員数は３名以上とし、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、企業・経済活動に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者の中から、当社取締役会が選任します。

独立諮問委員会の委員の任期は、選任後１年内に終了する事業年度に関する定時株主総会後、最初に開催される取締役会終了時までとします。再任は妨げません。また、当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社と締結します。

ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。

なお、取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議をした場合、独立諮問委員会委員の任期は本対応方針の廃止と同時に終了します。

２．決議要件

独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員のうち３分の２以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立諮問委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができます。

３．決定事項その他

独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、主として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して助言・勧告します。当社取締役会は、この独立諮問委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立諮問委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としません。

① 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
③ 大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすものであるか否か
④ 対抗措置の発動の可否、およびその内容の妥当性
⑤ その他当社取締役会が諮問した事項

また、独立諮問委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。

また、当社の取締役、監査役、従業員その他の独立諮問委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立諮問委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について、当社取締役その他独立諮問委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

以　上

（ご参考）

1．独立諮問委員会委員就任予定者の氏名

内田　和成（早稲田大学教授）
山田　昭（弁護士）
岩谷　英昭（経営コンサルタント）

※上記の各委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．本対応方針　概要イメージ図

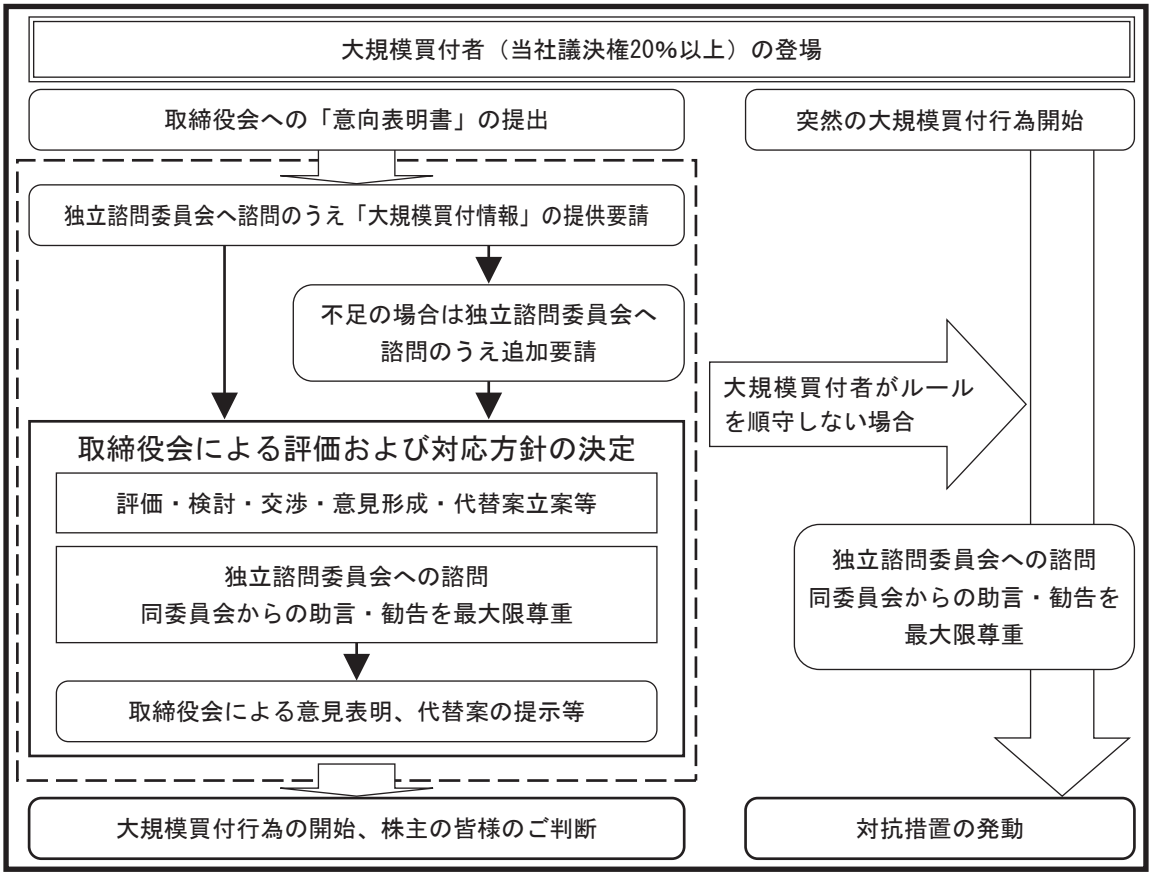


上記概要イメージ図は本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものです。本対応方針の内容の詳細については、本文をご覧ください。

以　上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

**１．議決権行使サイトについて**

(1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2)パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3)携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4)インターネットによる議決権行使は、**2015年６月22日（月曜日）の午後６時**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

**２．インターネットによる議決権行使方法について**

(1)議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

**３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

(1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

**４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等の利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

**システム等に関するお問い合わせ先**
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

# 株主総会会場ご案内図

会　場　名古屋市中区栄四丁目６番８号
名古屋東急ホテル　３階　バロックの間
ＴＥＬ　052－251－2411（代表）

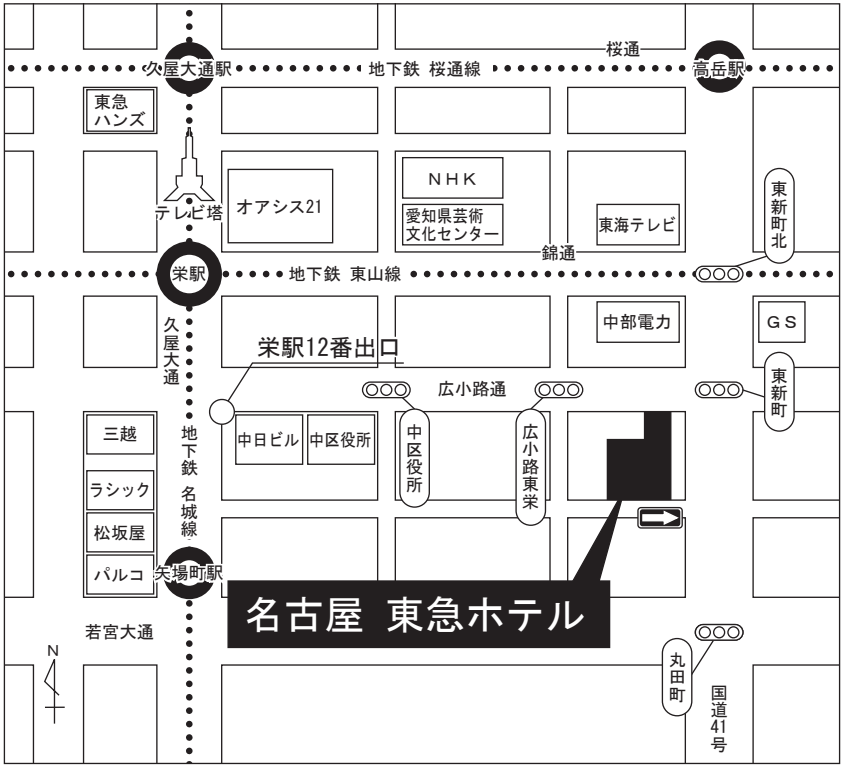


―交通のご案内―
地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車　12番出口（広小路通沿い）徒歩約５分

＜お願い＞
当日、ホテル専用駐車場（有料）は混雑することが予想されますので、可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、会場にお越しくださいますようお願い申し上げます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK